

平成25年度

新潟市人権施策
の実施状況

平成 26 年 7 月

新潟市市民生活部広聴相談課市民相談室

分野別人権施策の実施状況（平成25年度実績）

本市は、「人権文化」の創造・定着に向けて、市民と市が協働して行動するための指針として、平成20年3月に「新潟市人権教育・啓発推進計画」を策定しました。この計画を受けて実施した平成25年度における各分野別人権施策の実施状況を掲載しています。

目次

分野別の項目	実施 事業数	所管する 所属数	ページ
分野 1 人権教育・啓発の推進	11	5	2
所管する所属： 広聴相談課，雇用対策課，人事課，公民館，消費生活センター			
分野 2 女性	19	3	6
所管する所属： 男女共同参画課，雇用対策課，公民館			
分野 3 子ども	14	8	16
所管する所属： 広聴相談課，こども未来課（児童相談所），学校支援課 北区・秋葉・南区・西蒲区区民生活課，公民館			
分野 4 高齢者	1	1	20
所管する所属： 高齢者支援課			
分野 5 障がい者	10	3	21
所管する所属： 障がい福祉課，広聴相談課			
分野 6 同和問題	9	4	23
所管する所属： 歴史文化課，学校支援課，生涯学習課，広聴相談課			
分野 7 外国籍市民	5	2	25
所管する所属： 国際課（（財）新潟市国際交流協会），広聴相談課			
分野 8 感染症患者等	4	1	26
所管する所属： 保健所保健管理課			
分野 9 新潟水俣病被害者	4	1	27
所管する所属： 保健衛生総務課			
分野 10 インターネットによる人権侵害	3	2	29
所管する所属： 学校支援課，公民館			
分野 11 さまざまな人権問題	1	1	30
所管する所属： 危機管理防災課			

実 施 事 業 数 の 合 計

81

【分野別人権施策の実施状況（平成25年度実施分）】

施策分野	番号	施策の方向	事業名	事業の目的	事業の概要	事業費 (実績額) (単位:千円)	事業の効果 (アンケート結果など)	課題	所管所属名
1 人権教育・啓発の推進	1	『新潟市自治基本条例』の基本理念である「個人の尊厳と自由が尊重され、公正で開かれた、市民主体の市政」に基づき「一人ひとりの人権が大切にされる新潟」を目指すため、市職員は率先して人権尊重の重要性を学び、各々の業務遂行のなかで十分活かしていきます。同時に、地域社会全体の取組が必要なことから、国や県、企業、NGO（※1）／NPO（※2）をはじめとした民間団体などと協働しつつ、人権教育・啓発を進めます。	啓発物品の作成	人権啓発クリアファイル（名入れ）を作成し、配布することにより人権啓発を図る。	人権啓発クリアファイルを作成し、そのクリアファイル内に人権啓発冊子等を入れ、「人権イラスト展」「人権啓発講演会」などのイベント参加者や関係機関、市役所窓口等で配布し、人権啓発を図る。 作成部数： 人権啓発クリアファイル 5,000部	361	啓発冊子のみの配布では、手に取り、持ち帰ることが少ないが、クリアファイルに入れて配布することで持ち帰ってもらえた。人権相談窓口の一覧と様々な人権問題に係る啓発冊子を一緒に配布することにより、人権意識の定着と人権侵害を受けた場合の相談窓口の周知が図れた。	人権が身近にあることや人権相談窓口を周知し続けることが人権啓発の上で重要なことと考えている。今後も、人権啓発として効果的な物品の作成や配布方法を検討していく必要がある。	広聴相談課
	2		啓発冊子購入	人権に関する啓発冊子を購入し、配布することにより人権啓発を図る。	人権啓発冊子「人権について知ろう」「知りましよう!同和問題」「障がいのある人と人権」「外国人と人権」などを購入し、「人権イラスト展」などのイベント参加者や関係団体、市民へ市役所窓口等で配布。	632	人権は身近なもの、いろいろな人権問題があることを啓発するにあたり、手にとって気軽に見てもらえる啓発冊子の選定に努めている。また、人権相談窓口の一覧と様々な人権問題に係る啓発冊子を一緒に配布することにより、人権意識の定着と人権侵害を受けた場合の相談窓口の周知を図った。	人権啓発冊子の配布は、人権啓発のうえで必要な手法であるし、今後も継続する必要がある。今後も、分かりやすい人権啓発冊子の選定や配布方法を検討していく必要がある。	広聴相談課
	3		「いのち・愛・人権」新潟展	部落差別をはじめ「子ども」「女性」「障がい者」「水俣病」などに対する差別の実態を明らかにし、差別の撤廃と人権の確立を広く県民に訴えることを目的に人権パネルの展示と講演会を開催する。	県内市町村を輪番で巡回し毎年開催されている「いのち・愛・人権」展が新潟市で開催され、人権パネルの展示や新潟市が実行委員会と共催で記念講演会を開催。また、市民に参加を呼びかけると共に市内小中学校の参加支援を行った。 【パネル展示】 開催日：平成25年12月11日（水）午後～17日（火）午前 会場：りゅーとぴあ 参加者数：516人 うち、市職員、教職員が人権に対する理解と認識を深める研修会として225人が参加。 【記念講演会】 開催日：平成25年12月11日（水） 会場：新潟市音楽文化会館ホール 内容：日本近現代史と部落問題～大都市の形成との関連で～ 講師：敬和学園大学 教授 藤野 豊さん 参加者数：2,569人 うち、市内小・中学校15校773人が団体で参加したほか、市職員、教職員が人権に対する理解と認識を深める研修会として参加。	299	部落差別をはじめとする差別の実態を認識し、差別の撤廃と人権意識の定着を県・市民に啓発が図られる。また、市職員として、人権に対する理解と認識を深める研修会として参加する機会となった。	「いのち・愛・人権」新潟展での啓発、研修に留まらず、今後も引き続き人権教育・啓発の推進と職員研修に努める必要がある。	広聴相談課
	4		ミニ人権展	人権に関わる掲示物を展示することにより人権啓発を図る。	さまざまな人権に関わるパネル等と人権イラスト展の入賞作品を展示し、人権啓発を図る。 開催日：平成26年1月11日（土）～2月4日（火）	0	さまざまな人権に関わるパネル等と人権イラスト展の入賞作品を展示し、広く市民に見てもらうことにより「人権」の理解を深めてもらう機会をつくり、人権啓発に努めた。	展示内容や開催会場の規模拡大を含めた検討をしながら、今後も継続して開催し、人権教育・啓発に繋げていくことが課題である。	広聴相談課

1 人権教育・啓発の推進	(4)	(ミニ人権展)		<p>会場:ほんぽーとエントラスホール 展示概要【協力先】: ①人権イラスト展入賞作品と子どもの権利条約パンフレット教材活用【広聴相談課・学校支援課】 ②市内小・中学校の人権活動事例【学校支援課】 ③人権擁護委員の活動【新潟, 新津人権擁護委員協議会】 ④江戸時代の新潟町のキヨメ役の人たちの仕事と役割【歴史文化課】 ⑤DVがまんしないで(配偶者暴力相談支援センター)【男女共同参画課】 ⑥水俣病の概要と地域推進福祉条例【保健衛生総務課】 ⑦高齢者トラブル防止ポスター(消費生活センター) ⑧女性労働問題相談室の案内ポスター【雇用対策課】 ⑨拉致問題啓発ポスター【防災課】 ⑩こども虐待防止啓発ポスター【こども未来課】 ⑪高齢者虐待防止ポスター【高齢者支援課】 ⑫新潟市人権教育・啓発推進計画について【広聴相談課】</p> <p>(人権イラスト展の詳細は「3 子ども」を参照)</p>			(広聴相談課)	
	5	賃金労働時間等実態調査	市内事業所における労働者の賃金等, 労働条件の実態について調査し, 労使関係の安定化に寄与するとともに, 労働行政の基礎資料とする。また, 市ホームページでの公表のほか, 調査回答事業所や研究教育機関などに配布し, 適切な雇用管理, 働きやすい職場環境の整備に向けた啓発を図る。	<p>【調査の内容】 対象:常用労働者を10人以上雇用している市内事業所から無作為に2,000事業所を抽出。 基準日:毎年7月31日現在 調査結果の公表</p>	934	本調査を通し, 労働者の環境や実態を明らかにし, 労使関係の安定化に寄与したほか, 労働行政における基礎資料として一定の役割を果たしてきたと考えられる。	本調査を通じて適切な雇用管理など労働環境への意識を高めるよう啓発していく。	雇用対策課
	6	市職員に対する人権関係の意識啓発講座	新任職員, 一般職員, 係長, 管理職向けの研修を通して, 人権への意識啓発を図る。	<p>①開催日 ②内容(講師) ③参加人数 ※会場はいずれも新潟市役所</p> <p>【新任職員】 ①平成25年5月21日(火) ②人権概論(新潟地方法務局), 男女共同参画(庁内講師), 新潟水俣病(庁内講師) ③参加者数:167名</p> <p>【一般職員(概ね採用3~5年目)】 ①平成25年5月27日(月) ②同和問題等(部落解放同盟新潟県連合会顧問) ③参加者数:90名</p>	17	<p>研修アンケートより ・人権問題の中にもいろいろなものがあり, 課題が多いことを知った。同和問題など意識していた以上に身近な問題だと感じた。 ・新潟市の水俣病に対する取り組みを知ることができ, 今でも悩んでいる方がいる重みを感じた。 ・男女共同参画社会を作っていく一員として, 公務員として, 男女共同参画の考え方を広めていきたいと思った。等々, さまざまな感想が寄せられており, 人権への意識啓発に効果があったと考えられる。</p>	市職員として, 日々人権の視点をもって仕事に取り組むことができるよう, 引き続き研修内容の充実を図っていく必要がある。	人事課

1 人権教育・啓発の推進	(6)	(市職員に対する人権関係の意識啓発講座)		【一般職員(概ね採用9~10年目)】 ①平成25年9月26日(木) ②男女共同参画(庁内講師),新潟水俣病(庁内講師) ③参加者数:59名 【新任係長】 ①平成25年5月15日(水) ②人権(同和問題)(新潟県人権・同和センター事務局長),新潟水俣病(庁内講師) ③参加者数:110名 【新任課長】 ①平成25年5月15日(水) ②人権全般(新潟地方法務局) ③参加者数:51名			(人事課)	
	7	人権講座	日常生活の中の人権について鋭敏な視点を持つ。暮らしの中の人権について考える。	開催日:平成25年9月20日(金) 27日(金) 10月4日(金) 11日(金) 会場:坂井輪地区公民館 対象:成人 内容:しつけ・体罰と子どもの人権,ヘイトスピーチについて考えるほか 参加者数:75人	87	「今,報道等で取り上げられている人権について考える場となった」「普段聴くことのできない話が聴けた」などの感想が寄せられ,人権を身近に考える場となった。	坂井輪地区公民館を利用している学習サークルとの協同企画,区内の大学からアドバイスをもらい事業実施しているおり,今後も同様の体制で実施していきたい。	坂井輪地区公民館
	8	消費生活相談事業	消費者問題を生じさせる一因は消費者と事業者間の情報量や交渉力の格差であり,その格差を解消するためには,消費者の権利を尊重するとともに,自立した消費者の育成を図る必要がある。そのため,消費者の権利や自立の支援に取り組むと共に,消費者被害の救済のため,消費生活相談業務を行う。	【消費生活相談受付時間】 祝日・年末・年始を除く毎日 午前8時30分~午後5時30分 【多重債務相談受付時間】 祝日・年末・年始を除く毎日 午前9時~午後4時 ただし,土・日曜日は隔週のため要予約	2,657	年間の相談件数は4,106件(うち多重債務相談244件で,平成24年度実績3,573件(うち多重債務310件)に比べて,114.92%に増加した。 解決率((助言+その他情報提供+斡旋解決)/全相談件数)は87.6%で,平成24年度実績とほぼ同率であった。	消費生活相談は短期間で新しい内容に切り替わる相談や法的な知識が必要になるもの等々ある上,相談員自身が新しい職員に入れ替わることで,相談員の育成とスキルアップを継続していかねばならない。	消費生活センター
	9	消費者啓発・情報提供事業	消費者被害の未然防止と拡大防止及び自立した消費者の育成を目指すため,消費者学習等の支援を幅広く推進する。	・市政さわやかトーク宅配便「だまされないで悪質商法」の開催・・・(通年) ・くらしの一日教室「生活に役立つ講座」の開催・・・(6回/年) ・くらしのレポーター「消費者リーダーの育成」研修会の開催・・・(6回/年) ・消費者月間事業の開催 平成25年5月25日(土)~26日(日) ・各種啓発資料の作成	3,806	・市政さわやかトーク宅配便・・・42回 ・くらしの一日教室・・・7回 ・くらしのレポーター研修会・・・6回 ・消費者月間事業・・・不用品販売会1回,くらしの1日教室1回(再掲)・各種啓発資料 ゆうゆう通信など作成・平成25年度は前年度より533件相談件数が増加した。	消費者被害未然防止のために,継続した情報提供が必要	消費生活センター
	10	高齢者の消費者被害の防止に向けた取り組み	高齢者の消費者被害の防止には,常日頃の見回りが有効であるため,マンパワーを有する各区の包括支援センターや訪問介護事業所の協力を得て取り組む。	各区の包括支援センターの連絡会議などで,被害の発見と消費生活センターに情報の提供を依頼する。	(再計)95	・各区高齢介護係主催の地域包括支援センター会議で説明(回数:5回 12包括) ・区役所健康福祉・保護課長会議で説明(1回) ・第一回査察指導員会議で説明(1回) ・市政さわやかトーク宅配便(再計) 40高齢者団体	高齢者・障害者に,いかにして情報を届けるか,あるいは地域包括支援センターやケアマネージャー,ヘルパー,民生委員などに継続して情報を伝え続けることが必要	消費生活センター

1 人権教育・啓発の推進	11		若者の消費者被害の防止に向けた取り組み	若者の消費者被害の未然防止に取り組んだ。	<ul style="list-style-type: none"> ・若者がデザインしたクリアファイルの作成 ・若者の消費者被害の未然防止のため、関東甲信越の1都9県及び政令市とともに、若者を対象とした悪質被害防止キャンペーンを実施 	(再計)106	<ul style="list-style-type: none"> ・郊外にある大型店を主会場にして、ポケットティッシュ2,000枚や作成したクリアファイルを配布して、注意を呼びかけた。 ・大学1校及び地域の保健会対象に市政さわやかトーク宅配便を計2回実施した。 	学校での消費者教育の取組が広がるためには、文部科学省などの積極的な支援が必要	消費生活センター
-----------------	----	--	---------------------	----------------------	---	---------	--	--	----------

【分野別人権施策の実施状況（平成25年度実施分）】

施策分野	番号	施策の方向	事業名	事業の目的	事業の概要	事業費 (実績額) (単位:千円)	事業の効果 (アンケート結果など)	課題	所管所属名
2 女性	1	<p>女性も男性も性別に関わりなく、自らの意思で社会のあらゆる分野に参画し、家庭と仕事を両立し、その個性と能力が十分に発揮できる新潟市の実現をめざし、市民、事業者及び市民団体と協働しながら、男女共同参画推進センター「アルザにいがた」を拠点施設として教育・啓発活動に取り組んでいきます。</p> <p>また、働く女性や再就職を求める女性に対し、必要な情報提供や相談などに取り組みます。</p>	男女共同参画啓発事業	市民・事業者・市民団体や庁内外の関係機関と連携し、条例や行動計画に基づき啓発を進め、男女共同参画社会を実現することを目的とする。	<p>◎区啓発事業</p> <p>【北区】 開催日:平成25年12月14日(土) 会場:葛塚コミュニティセンター 内容:男性の料理教室 講師:北区男女共同参画地域推進員 阿部 雅弘 さん 参加者数:34人</p> <p>【東区】 開催日:平成26年1月18日(土) 会場:東区プラザ 内容:男女共同参画寄席「笑いにみる夫婦の縁」 講師:落語家 水都家 艶笑 さん 参加者数:260人</p> <p>【中央区】 開催日:平成25年12月1日(日) 会場:ほんぼーと 内容:講演会「～DV(ドメスティックバイオレンス)を許すな～「警察」のDV対応を知る」 講師:新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課ストーリー・子ども女性安全対策室長 落合 廣行 さん 参加者数:49人</p> <p>【江南区】 開催日:平成25年6月21日(金) 場所:JR亀田駅東西自由通路 内容:男女共同参画週間街頭キャンペーン(チラシ配布500セット)</p> <p>【秋葉区】 開催日:平成26年2月22日(土) 会場:新津健康センター 内容:お父さんの料理教室 講師:秋葉区男女共同参画地域推進員 土橋 雅幸 さん 参加者数:20人</p> <p>【南区】 ①開催日:平成25年11月24日(日) 会場:白根学習館 内容:講演会「～男女(みんな)で考える、介護予防のお話～早目に知って、得する介護の話」 講師:新潟医療福祉カレッジ 神田 久美子 さん 参加者数:29人</p>	1,941	区役所や各区の男女共同参画地域推進員などと協働・連携し様々な工夫を凝らしながら男女共同参画について啓発を行った。また、多くの高校や大学などでデートDV(※3)防止セミナーを引き続き開催することにより、若い世代からのDV(※4)防止に向けた啓発が着実に図れている。	区役所や各区の男女共同参画地域推進員との協働・連携による事業やデートDV防止セミナーを引き続き行っているが、参加者数が限られていることから、もっと多くの市民への啓発が必要である。	男女共同参画課

2 女性	(1)		(男女共同参画啓発事業)	<p>②開催日:平成26年1月26日(日) 会場:月湯健康センター 内容:男の料理教室 講師:秋葉区男女共同参画地域推進員 土橋 雅幸 さん 参加者数:14人</p> <p>【西区】 内容:区役所だよりを使った男女共同参画に関する周知啓発(10・11・12月各第3週号に掲載)</p> <p>【西蒲区】 開催日:平成25年11月30日(土) 会場:巻地区公民館 内容:講演会「イカゲン♪夫婦～しあわせ家族のヒント～」 講師:にいがた子育て応援団トキッ子くらぶ代表 今井 進太郎 さん 参加者数:17人</p> <p>● デートDV防止セミナー 大学生・専門学校生・高校生などを対象に、デートDVに対する認識を深めてもらい、若年層からの暴力防止の啓発を図る。 13校で19回実施。 受講者数:延べ4,135人</p> <p>● 行動計画実施事業評価</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>評価対象平成24年度実施事業 【第2次新潟市男女共同参画行動計画】</p> <p>◎第1次評価 (事業所管課による自己評価)</p> <p>◎第2次評価 (男女共同参画課による評価)</p> <p>◎第3次評価 (男女共同参画審議会からの意見) 全実施事業を対象として、計画の「目標」・「施策の方向」別に総括的に意見を取りまとめた。</p> </div>				(男女共同参画課)
			仕事と生活の調和の推進	ワーク・ライフ・バランス(※5)の推進と、性別による固定的役割分担意識の解消を図る。	<p>育児休業を取得した男性労働者及びその事業主に対して育児休業取得奨励金を支給する。 【支給対象者・支給額】 育児休業を取得した男性労働者 5万円 対象労働者を雇用する事業主 20万円(1回限り)</p> <p>【主な支給要件】 (1)常用雇用者が300人以下の中小企業 (2)市内在住の男性労働者が、3歳未満の子どもに対し連続10日以上育児休業を取得 (3)男女共同参画に関する職場研修の実施や本人からの体験記などの提出</p> <p>●平成25年度実績:4件 (男性労働者:4人,事業主:3社)</p>	800	本制度の周知や職場研修会の実施を通して、ワーク・ライフ・バランスの推進と性別による固定的役割分担意識の解消に寄与する。	男性が育児休業を取得し子育てに積極的に関わるれるようにするためには、事業主と男性労働者本人だけでなく社会全体の意識を高める必要がある。 (H25男性の育休取得率:1.5%)

<p>2 女性</p>	<p>3</p>	<p>男女共同参画推進センター事業</p>	<p>男女共同参画推進センターにおいて、啓発や人材育成のための各種講座を開催し、また、男女共同参画に関するさまざまな情報を提供する情報図書室の運営を行い、男女共同参画の推進を図ることを目的とする。</p>	<p>【男女共同参画講座(企画委員・担当職員研修)】 開催日:平成25年12月12日(木) 会場:アルザにいがた 内容:「現在求められる男女共同参画の伝え方～男女共同参画を実現するために」 参加者数:28人</p> <p>【男女共同参画講座】 開催日:平成25年9月12日(木) 会場:アルザにいがた 内容:アルザdeシネマ「パパ、ママをぶたないで！」(上映会) 参加者数:28人</p> <p>【ジェンダー(※6)で社会を考える講座】 開催日:平成26年2月16日(日) ～3月9日(日)(全4回) 会場:アルザにいがた 内容:「見えない対立～女と男の豊かな関係へ～」 参加者数:延べ81人</p> <p>【女性の生き方講座(子育て期)】 開催日:平成25年5月10日(金) ～6月7日(金)(全5回) 会場:アルザにいがた 内容:「イイカゲン♪夫婦～しあわせ親子へ～」 参加者数:延べ111人</p> <p>【男性の生き方講座(子育て期)】 開催日:平成25年6月30日(日), 7月7日(日)(全2回) 会場:アルザにいがた 内容:「男のせつなさ×オレの生き方」 参加者数:延べ43人</p> <p>【男性の生き方講座(定年期)】 開催日:平成26年1月25日(土) ～2月1日(土)(全2回) 会場:アルザにいがた 内容:「居場所を取り戻そう、男たち」 参加者数:延べ33人</p> <p>【女性の生き方講座】 開催日:平成25年10月18日(金) ～11月1日(金)(全3回) 会場:アルザにいがた 内容:「子育て中！仕事も家庭もあきらめない私になる」 参加者数:延べ47人</p> <p>【再就職支援講座】 開催日:平成26年2月7日(金) ～2月28日(金)(全4回) 会場:アルザにいがた ハローワーク 内容:「専業主婦の就活ナビ」 参加者数:延べ56人</p>	<p>9,642</p>	<p>男女共同参画推進の拠点施設として、性別にかかわらず、互いの人権を尊重し、一人ひとりの個性と能力が十分に発揮することができる社会の実現について考え行動に結びつける講座の実施や、男女共同参画に関する図書や情報を提供し、男女共同参画を推進した。</p>	<p>男女共同参画推進センター「アルザにいがた」の周知と講座参加者、図書室利用者などセンター利用者の拡大に向け、さらに取り組んでいく必要がある。</p>	<p>男女共同参画課</p>
-----------------	----------	-----------------------	--	---	--------------	--	--	----------------

2 女性	(3)		(男女共同参画推進センター事業)	<p>【自己尊重トレーニング(SET)講座】 開催日:平成25年5月21日(火) ～7月9日(火)(全8回) 会場:アルザにいがた 内容:女性が日々の暮らしの中で抱えるさまざまな問題を,自分自身や社会との関係の中で考え,自分を肯定することにより,自分らしい生き方ができるよう支援 参加者数:延べ96人</p> <p>【自己表現トレーニング(AT)講座】 開催日:平成25年10月1日(火) ～11月19日(火)(全8回) 会場:アルザにいがた 内容:公平でかつ相手を大事にしながらも自分をきちんと表現することの意味と方法を,これまでの自分を振り返りながら,実践的に学ぶ 参加者数:延べ103人</p> <p>【相談に携わる方のための講座】 開催日:平成25年9月30日(月) 会場:アルザにいがた 内容:「多様な性(LGBT(※7))を生きるとは ～家族と友人をつなぐ会からのメッセージ～」 参加者数:34人</p> <p>【情報図書室】 開館日:火～金曜日 午前10時～午後7時 土曜日・第1・3・5日曜日 午前10時～午後5時 ※祝・休日,第4月曜が祝・休日の場合の火曜,図書整理日(第1水曜日),蔵書点検期間,12月29日～1月3日は休館 年間実績:貸出人数2,322人 4,504冊</p>			(男女共同参画課)
			相談体制の充実	女性に対する暴力や心とからだの悩みなどについて,電話・面接による相談事業を実施し,解消することを目的とする。	<p>【こころの相談】 面接相談 開催日:毎週火・水(第4除く)・木・金・土曜日 午前10時～午後5時30分 会場:アルザにいがた相談室 電話相談:毎週火・金曜日 午後2時～午後8時 毎週水・日曜日 午前10時～午後4時 ※祝・休日,第4月曜日が祝・休日の場合は火曜日,12月29日～1月3日は休み 相談実績:面接相談 延べ818人 電話相談 延べ1,056人</p> <p>【女性のこころとからだ専門相談】 開設日:毎月第2水曜日 午後2時～5時 第4水曜日 午前9時～午後1時</p>	4,928	男女共同参画の視点に立った相談を実施した。「面接相談がとても有意義で満足している」「気持ちが楽になった」「今後のことを考える良いきっかけになった」などの声が寄せられ,利用者の満足度は高く,相談者の問題の解決に向けて効果的なサポートができた。 (アンケートの満足度) ・100%: 37% ・90%代: 27% ・80%代: 30% ・70%代以下: 6%

2 女性	(4)	(相談体制の充実)		※祝・休日、12月29日～1月3日は休み 会場：第2水曜日/新潟大学医学部保健 学科、第4水曜日/アルザにいがた相談 室 相談実績：面接相談 延べ49人			(男女共同 参画課)	
	5	配偶者暴力相談支 援センター事業	配偶者等からの暴力防 止及び被害者支援の充 実を図ることを目的とす る。	配偶者等からの暴力(DV)に関する専門 の相談支援窓口として、相談体制を充 実させるとともにDV被害者への総合的 な支援に向け関係機関と連携する。ま たDVに関する正しい知識を広め、DVを 容認しない社会づくりに努める。	15,083	機会を捉えDV相談窓口の周知を行った。 またDV被害者の総合的支援に向け、関係 機関等と連携を図った。	DV相談窓口の周知及び自立支援策の充 実のため、庁内外の関係機関等との連携 をさらに強化する必要がある。	男女共同参 画課
	6	女性緊急一時保護 等事業費補助金	DV被害者の支援を目的 とする。	配偶者等からの暴力(DV)を逃れるた めの緊急一時保護事業や自立支援を 行う民間団体の保護施設運営費に対 して補助を行う「女性緊急一時保護等事 業費補助金」を支給。	1,000	民間団体が行う支援活動を援助し連携す ることにより、被害者の支援の充実につ ながる。	民間団体による女性への緊急一時保護 事業は、行政機関から紹介されたもの のほか、DV防止法対象外の事例を取り扱う など、民間シェルター及びステップハウス (※8)が担う役割は非常に大きく、今後も 様々な暴力に対応した避難及び自立支援 施設として利用が増えることが見込ま れる。	男女共同参 画課
	7	アルザフォーラムの 開催	市と市民による実行委員 会の主催により、男女共 同参画について広く啓発 する講演会や、様々な課 題に取り組む市民団体 によるワークショップ(※ 9)などを「アルザにいが た」を主会場として開催 し、男女共同参画の推進 を図ることを目的とする。	開催日：平成25年11月16日(土) ～11月24日(日) 会場：アルザにいがた、江南区文化会 館 他 参加者数：延べ1,371人 【基調イベント】 開催日：平成25年11月17日(日) [講演] 内容：「共にはぐくみあえる社会へ ～メディアから見える人と人との つながり」 講師：TBSテレビ報道局 解説・専門 記者室長 杉尾 秀哉 さん 参加者数：144人 【分科会】 開催日：平成25年11月23日(土) 内容：「旅する似顔絵師の未来予想図」 講師：似顔絵師 やまだみつる さん 参加者数：37人 【ワークショップ】22団体 【協賛事業】3団体 【各区協賛男女共同参画推進事業】 8区でそれぞれ開催	1,400	一人ひとりが自分らしく生きることの大切さ や、家族の多様なあり方など、フォーラム をとおして男女共同参画社会の推進につ いて市民へメッセージを送り、考えてもら う機会となった。 (延べ参加者：H24：1,693人→H25：1,371 人)	アルザフォーラム参加者を増やすことによ り、男女共同参画推進センター「アルザに いがた」の周知を図るとともに、男女共同 参画のさらなる推進を図る必要がある。	男女共同参 画課
	8	女性労働問題相談 室	女性が働くうえで日頃か ら疑問に思っていること や公的保険・年金、就 職・離職、育児・介護休 業などの問題について 社会保険労務士による 相談室を開設し、不安の 解消を目的とする。	開設日：第2第4土曜日(祝日を除く)午後 2時～4時 会場：万代市民会館 男女共同参画推 進センター「アルザにいがた」 その他：6月・10月を出張相談月間とし、 各区で出張相談を実施 (6月・4区、10月・4区) 相談者数：25名 相談件数：36件	270	女性が働くうえでの疑問・悩み・分かりずら い公的保険などについて、社会保険労務 士が専門的に相談を受けることにより、 個々に応じた必要な情報提供ができた。	今後も6・10月の出張相談を含め、女性の 悩みを相談できる場として継続していく。 また、より多くの市民に周知ができるよう 広報の方法を検討する。	雇用対策課
	9	マザーズ再就職支 援セミナー	結婚、出産、子育て等で 職業生活を中断した後 に再就職を希望する者 に対し、就職活動のノウ ハウや保育施設に関す る情報等を提供し、就職 の可能性を高めることを 目的とする。	対象者：マザーズコーナー新潟の求職 登録者、結婚、出産、子育て等で職業 生活を中断した後に再就職を希 望する者 開催日：平成25年10月3日(木) 平成26年 2月26日(水) 会場：万代市民会館403・404会議室 (保育あり)	0	結婚、出産、子育て等で職業生活を中断 した後に再就職を希望する者に、現在の 保育施設情報や、社会保険や税金につ いての知識を提供することにより、少し でも就職活動の不安を軽減し、再就職 へのスタートの手助けができる。	今後も結婚、出産、子育て等で職業生活 を中断した後に再就職を希望する人に、 今後も継続して行っていく。	雇用対策課

2 女性	(9)	(マザーズ再就職支援セミナー)		内容:働く上で知っておきたい社会保険, 税金についてほか 参加者数: 10月・41人, 2月・38人 内容: 保育園の制度, 就職活動のポイント, 働く上で知っておきたい社会保険, 税金などについてなど。			(雇用対策課)	
	10	働く女性のハンドブック	男女共同参画社会実現に向けて, 啓発することを目的とする。	働く女性や再就職を求める女性が利用できるような制度や男女雇用機会均等法等の労働関係法をわかりやすく解説するとともに, 社会保険や能力開発・相談窓口などの情報を掲載した「働く女性のために」を発行し, 市民に配布。 発行部数(予定): 4,000部 配布先予定: 市役所窓口(本庁舎, 各区役所, 出張所等), 労働関係機関, 市内大学, 医療機関(産婦人科, 小児科等)	296	男女雇用機会均等労働に関する基本となる法律をわかりやすく周知する内容にし, 男性女性にかかわらず周知・啓発を行った。本冊子を市民の手に届きやすい市役所出先窓口や関係機関窓口等に設置することにより, 働く女性や再就職を求める女性に役立つ諸制度や労働関係法, 相談窓口等の情報を提供することができた。また, 各公民館などが実施するセミナー等で使用してもらった機会が増えたことで, より効果的に情報提供を図ることができた。	女性向けセミナー等も増加しているため, その際に積極的にハンドブックも利用してもらえるよう周知を図っていく。	雇用対策課
	11	再就職を目指す女性のためのスキルアップセミナー	出産や子育てなどにより離職した後, 再就職を希望する女性を対象として, スキル向上等に係る講義・実習を内容としたセミナーを, 専門的なノウハウを有する民間事業者へ委託して実施し, 円滑な求職活動の促進と早期再就職に結びつける。	(緊急雇用創出事業を活用) 開催日: ①平成25年5月14日(火) ~ 7月9日(火) ②平成25年8月20日(火) ~ 10月10日(木) ③平成25年11月12日(火) ~ 平成26年1月9日(木) 対象: 出産や子育てなどにより離職した後再就職を希望する女性 内容: ビジスマナーや電話対応等の基礎知識, 職業実習ほか 参加者数: 27名	9,828	結婚, 出産, 子育て等で職業生活を中断した後に再就職を希望する者に対し, ビジスマナーや履歴書の書き方などを教えることができた。また, 再就職に対する不安を取り除くことができ, セミナー終了後の調査によると参加者の41%の方が, 就業に結びついている。	開催期間が, 子持ちの方にとっては長く, 受けたいけど受けられないといった意見があった。より多くの市民が参加できるように, 内容を検討する。	雇用対策課
	12	女性セミナー	子育て中の女性たちが性別にかかわらず, その個性と能力を發揮できるようにすることを目的とする。	豊栄地区公民館 開催日: 平成25年10月17日(木) ~ 11月14日(木) 会場: 豊栄地区公民館 対象: 子育て中の女性(対象月齢あり) 内容: 10月17日「はじめまして わたしたち」 10月23日「本当の私, 大発見」 10月31日「わたしは私で大丈夫」 11月7日「これが私の生きる道」 11月14日「まずは一歩踏み出そう」 参加者数: 延べ82人	134	子育て中の女性だけでなく, 色々な世代の方が一緒に学ぶ事で深めることができた。外部講師だけでなく企画委員からもパネルディスカッションに参加してもらった事で, 対象者の身近な問題について話し合うことが出来た。	男女共同参画の視点だけでなく, 子ども, 外国人, 高齢者などの人権についての学習機会も必要である。	豊栄地区公民館
	13	女性セミナー	男女共同参画社会実現に向けて, 自分自身を見つめ, 今後の生き方を考える機会を提供することを目的とする。	開催日: 平成25年10月1日(火) 会場: 東地区公民館 対象: 再就職を考えている女性 内容: 働くママのワークライフバランス 参加者数: 延べ5人	21	講師の話聞いて, 前向きな気持ちになれたり, また話し合いを通じて家庭を大切に, その上で仕事を決めることの意味を知るきっかけとなった	・保育児を1才6ヶ月以上としたが, 他の再就職セミナーでは, 1歳未満児も預かっているの, 今後は現在のニーズに対応していきたい	東地区公民館
	14	女性セミナー	男女共同参画社会実現に向けて, 自分自身を見つめ, 今後の生き方を考える機会を提供することを目的とする。	開催日: 平成26年2月20日(木) 会場: 鳥屋野地区公民館 対象: おおむね35歳以上の成人 内容: 「ココロつなげるやさしいキモチ」 参加者数: 22人	16	「ココロつなげるやさしいキモチ」をテーマに, 伝え上手になるためにはまず聞き上手になること, 最近あったいい事などグループで話し合い, 共感し認め合い, 相手の話をよく聞くことの大切さを学べた。	女性としての人権を尊重していく大切さを伝え, 啓発し続けていきたい。	鳥屋野地区公民館

2 女性	15	女性セミナー	女性問題を人権問題ととらえ、共に生きることを考える。	開催日:平成25年11月22日(金) 12月5日(木) 会場:曾野木地区公民館 対象:成人 内容:11月22日「新しい風をよみ、扉をあける」 12月5日「オトコの事情・オンナの事情」 参加人数:延べ39人	151	現代的課題を学習し、参加者相互の仲間づくりを進めながら、学習の成果を得て、よりよい地域づくりに役立てることが出来た。	保育を希望される受講者が多く、現在の予算では保育希望者を全員受講していたことが困難である。	曾野木地区公民館
	16	女性学セミナー	配偶者からの暴力を生活の身近なところから考えるDVに関心持ち暴力を容認しない社会を考える機会とする。	開催日:平成25年9月17日(火) 24日(火) 10月1日(火) 8日(火) 会場:石山地区公民館 対象:一般市民 内容:「これってDV私たちが知っておくこと」「それってセクハラでしょ」「虐待に気づくことそして気づいてもらえること」「今できることを聞いてみよう」 参加者数:71人	52	DV・虐待にしばって講義があったのが良かったという声や自分とは関係ないと思っていたが実際は、いつ自分の身にふりかかるかわからない問題でもあると気づいたという感想もよせられた。	タイトルやテーマをしばったことで、参加申し込みがこれまでより若干少なかった。今後は重いテーマをどう呼びかけていくのか検討。	石山地区公民館
	17	女性セミナー	子育て中の女性の社会進出を支援する。	開催日:平成25年9月19日(木) 27日(金) 10月4日(金) 10日(木) 17日(木) 会場:坂井輪地区公民館 対象:育児休業中の母親、これから働きたい母親 内容:「わたしの不安、あなたもふあん」「わたしの未来 描いてみよう」ほか 参加者数:73人	37	子育て中の女性が自分自身の人生設計や社会復帰を考える貴重な機会であり、今後も引き続き開催してほしいという声が多くよせられた。	対象者を職場復帰することが前提である育児中の母親に限定することにより、事業目的が達成しやすくなり、受講者同士が情報や気持ちを共有しやすくなる。	坂井輪地区公民館
	18	ひゅーまんライフセミナー	みんなが住みよく暮らしていくには、どうやってコミュニケーションを図っていったらいいのかを学ぶ。自分自身を知り、相手を思いやることのできるコミュニケーションを考える。	開催日:平成25年9月25日(水) 10月2日(水) 10月9日(水) 会場:北地区公民館 対象:成人 内容:9月25日「自分を知ろう! 体の本音。心の本音」 10月2日「どんなふうに伝わっているの? 私の思い。」 10月9日「認め合う関係。大切なのはそのままの自分。」 参加者数:35人	44	この講座に参加してもらうことをきっかけに人権についての関心が高まる効果が上がったと思う。	人権を学ぶ講座を継続して行くことや、いろいろな会場で講座を開くことで、より多くの人に、人権について学んでもらうことが必要である。	北地区公民館
	19	乳児期家庭教育学級(ゆりかご学級) 【17公民館 22講座】	自分の生き方や性別的役割分業について考える機会を提供することを目的とする。	開催日:平成25年5月22日(水) 29日(水) 会場:北地区公民館 対象:乳児期のお子さんの保護者(対象月齢あり) 内容:5月22日「いま親としてⅠ」 29日「いま親としてⅡ」 参加者数:延べ31人	62	・子育ては10人十色。子どももひとりひとり違うし、子育ても、試行錯誤しその子に合うやり方を見つけていけばいいと思う。 ・自分なりの考えを持って子育てをしたい。 ・子育ては、母だけがやるのではなく、夫婦協力してやる。 ・自分一人で悩まず、両親や公共機関な	受講者に育児休業取得者が多く、職場復帰するため、自主グループ化ができなかった。 ・子育ては夫婦でもと受講生の学びは大きい、大半が母親であることから、父親の参加機会を作る必要がある。 ・夫婦でジェンダーを学ぶ良い機会であるが受講生の大半が母親であることから、	北地区公民館

2 女性	(19)	(乳児期家庭教育学級(ゆりかご学級) 【17公民館 22講座】)	開催日:平成25年5月23日(木) 30日(木) 会場:中央公民館 対象:乳児期のお子さんの保護者(対象月齢あり) 内容:5月23日「いま親として I」 30日「いま親として II」 参加者数:延べ44人	72	ど、沢山の手を借りて育児していくことが大切。 ・特別編を2回増やしたことで、受講者の学習意欲がより高まり、講座終了後も受講者同士で他館や他課の学習機会に積極的に参加している。 ・講座の内容を夫に話して共有することができた。	夫婦での参加機会を作ることも大切である。 ・子どもの接し方だけでなく、夫婦や家族や地域などの関係づくりについて学ぶことや、自分自身を見つめる機会をもつことなどが、今後も大きな課題である。 ・ジェンダーについて、より深く学べるように講座内容を充実させたい。 ・母親になった喜びと周りとのつながりを楽しく学べる内容にしたい。 ・育児中の参加が多い事からも、仕事と家庭の両立できるようにするために人権問題意識について学ぶ機会が必要である。また継続した学習の中でも交流の時間を多く設けていく。	中央公民館
			開催日:平成25年5月29日(水) 6月5日(水) 会場:東地区公民館 対象:乳児期のお子さんの保護者(対象月齢あり) 内容:5月29日「いま親として I」 6月5日「いま親として II」 参加者数:延べ40人	85	・自分ひとりで頑張りすぎず周りの助けを借りることも大切である。 ・子育てが中心の生活の中で、自分のこと、将来のことを考える機会が持てた。 ・10年後、今よりもっと自分らしく生きていけるよう頑張る。 ・ジェンダーについて学び、子育てを夫や両親や地域の協力を得ながらたくさんの人の手ですることによって一人で抱え込まない子育てを学ぶ。		東地区公民館
			開催日:平成25年5月29日(水) 6月5日(水) 会場:新津地区公民館 対象:乳児期のお子さんの保護者(対象月齢あり) 内容:5月29日「いま親として I」 6月5日「いま親として II」 参加者数:延べ22人	57	・男女共同参画の視点からワーク・ライフ・バランスについて学び、家事・育児も大事だが、仕事を持ったり、自分自身も大切にしようとする生き生きとした生き方について学ぶ。 ・孤立した子育てをしている親に、仲間づくりの機会を提供し、親として必要な知識を学ぶことが出来た。		新津地区公民館
			開催日:平成25年5月29日(水) 6月5日(水) 会場:横越地区公民館 対象:乳児期のお子さんの保護者(対象月齢あり) 内容:5月29日「いま親として I」 6月5日「いま親として II」 参加者数:延べ71人	190	・この時期に「母性神話」「三歳児神話」の話聞くことにより、一人で抱え込まない育児を学ぶ貴重な機会となっている。 ・パートナーや子どもの大切さを再確認できた。 ・気持ちの切り替えの大切さを学んだ。 ・これまで半信半疑、不安だったことを確認できた。		横越地区公民館
			開催日:平成25年5月23日(木) 30日(木) 会場:坂井輪地区公民館 対象:乳児期のお子さんの保護者(対象月齢あり) 内容:5月23日「いま親として I」 5月30日「いま親として II」 参加者数:延べ37人	67	・子育てについて自信が無くなっていたが、それは悪いことではなく「このままでいいんだ」という気持ちになれた。 ・子どものことばかりではなく、自分の人生について仲間と話し合う機会となり、人と話すことで様々な考えがあることに気付いた。 ・受講生同士、子育ての不安や悩みを共有することで、孤独感を軽減し安心することができた。		坂井輪地区公民館
			開催日:平成25年6月28日(金) 7月5日(金) 会場:中地区公民館 対象:乳児期のお子さんの保護者(対象月齢あり) 内容:6月28日「いま親として I」 7月5日「いま親として II」 参加者数:延べ42人	72	・自分の子育て、家事育児との両立の仕方を改めて見直すことができたという声や話し合いがたくさんできて良かったという感想がよせられた。自主グループ「ささだんご」が結成された。 ・受講生は育児休暇中の方が多く、この時期に「三歳児神和」や「母性神話」の話聞くことで、夫婦ともに担う子育て、ワークライフバランスを学ぶことができる貴重な機会となっている。		中地区公民館
			開催日:平成25年7月4日(木) 11日(木) 会場:鳥屋野地区公民館 対象:乳児期のお子さんの保護者(対象月齢あり) 内容:7月4日「いま親として I」 11日「いま親として II」 参加者数:延べ39人	72			鳥屋野地区公民館

2 女性	(19)	(乳児期家庭教育学級(ゆりかご学級) 【17公民館 22講座】)	開催日:平成25年7月9日(火) 16日(火) 会場:曾野木地区公民館 対象:乳児期のお子さんの保護者(対象 月齢あり) 内容:7月9日「いま親としてⅠ」 16日「いま親としてⅡ」 参加人数:述べ72人	152			曾野木地区 公民館
			開催日:平成25年7月11日(木) 18日(木) 会場:白根学習館 対象:乳児期のお子さんの保護者(対象 月齢あり) 内容:7月11日「いま親としてⅠ」 18日「いま親としてⅡ」 参加者数:延べ31人	57			白根地区公 民館
			開催日:平成25年7月9日(火) 16日(火) 会場:西地区公民館 対象:乳児期のお子さんの保護者(対象 月齢あり) 内容:7月9日「いま親としてⅠ」 16日「いま親としてⅡ」 参加者数:延べ33人	69			西地区公民 館
			開催日:平成25年7月12日(金) 19日(金) 会場:黒崎地区公民館 対象:乳児期のお子さんの保護者(対象 月齢あり) 内容:7月12日「いま親としてⅠ」 19日「いま親としてⅡ」 参加者数:延べ40人	67			黒崎地区公 民館
			開催日:平成25年10月1日(火) 11月12日(火) 会場:豊栄地区公民館 対象:乳児期のお子さんの保護者(対象 月齢あり) 内容:10月15日「いま親としてⅠ」 11月22日「いま親としてⅡ」 参加者数:延べ34人	70			豊栄地区公 民館
			開催日:平成25年11月6日(水) 13日(水) 会場:石山地区公民館 対象:乳幼児期のお子さんの保護者(対 象月齢あり) 内容:11月6日「いま,親としてⅠ」 13日「いま,親としてⅡ」 参加者数:48人	80			石山地区公 民館
			開催日:平成25年10月23日(水) 会場:関屋地区公民館 対象:乳児期のお子さんの保護者(対象 月齢あり) 内容:10月23日「いま親としてⅡ」 参加者数:延べ20人	34			関屋地区公 民館

2 女性	(19)	(乳児期家庭教育学級(ゆりかご学級) 【17公民館 22講座】)	開催日:平成25年10月24日(木) 31日(木)	177			亀田地区公民館
			会場:亀田地区公民館 対象:乳児期のお子さんの保護者(対象月齢あり) 内容:10月24日「いま親として I」 31日「いま親として II」 参加者数:延べ41人				坂井輪地区公民館
			開催日:平成25年10月22日(火) 30日(火)	80			中地区公民館
			会場:坂井輪地区公民館 対象:乳児期のお子さんの保護者(対象月齢あり) 内容:5月23日「いま親として I」 30日「いま親として II」 参加者数:延べ39人				中央公民館
			開催日:平成26年1月31日(金) 2月7日(金)	74			鳥屋野地区公民館
			会場:中地区公民館 対象:乳児期のお子さんの保護者(対象月齢あり) 内容:1月31日「いま親として I」 2月7日「いま親として II」 参加者数:延べ36人				亀田地区公民館
			開催日:平成26年1月30日(木) 2月6日(水)	80			小針青山公民館
			会場:中央公民館 対象:乳児期のお子さんの保護者(対象月齢あり) 内容:1月30日「いま親として I」 2月6日「いま親として II」 参加者数:延べ40人				
開催日:平成26年2月14日(金) 21日(金)	72						
会場:鳥屋野地区公民館 対象:乳児期のお子さんの保護者(対象月齢あり) 内容:2月14日「いま親として I」 21日「いま親として II」 参加者数:延べ42人							
開催日:平成26年1月23日(木) 30日(木)	177						
会場:亀田地区公民館 対象:乳児期のお子さんの保護者(対象月齢あり) 内容:1月23日「いま親として I」 30日「いま親として II」 参加者数:延べ37人							
開催日:平成26年1月31日(金) 2月14日(金)	67						
会場:小針青山公民館 対象:乳児期のお子さんの保護者(対象月齢あり) 内容:1月31日「いま親として I」 2月14日「いま親として II」 参加者数:延べ38人							

【分野別人権施策の実施状況（平成25年度実施分）】

施策分野	番号	施策の方向	事業名	事業の目的	事業の概要	事業費 (実績額) (単位:千円)	事業の効果 (アンケート結果など)	課題	所管所属名
3 子ども	1	子ども一人ひとりの権利が尊重され、すべての子どもが豊かな子ども期を過ごし、子どもを含む個人の威厳と基本的人権が尊重される社会となるよう取り組みます。また、すべての子どもがそれぞれのもっている能力を最大限発揮して、自分らしく生きていけるような社会となるよう取り組みます。 児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応、保護・自立に至るまで子どもを取り巻く全ての人々が連携し、切れ目のない総合的な支援を行いながら、児童虐待防止対策に取り組みます。	人権イラスト展	学校教育で行われる「子どもの権利条約」の授業で市内の小学4年生を対象に「人権の大切さ」をテーマにしたイラストを作成してもらい、その作品を募集。 応募作品は、人権擁護委員等の審査員が選考し入賞作品を決定し、入賞作品を市内3ヶ所で展示。 イラスト作成を通じて「人権」の理解を深めてもらうきっかけにしてもらったほか、入賞作品を展示し、広く市民に見てもらうことにより人権啓発に努めた。	募集期間:平成25年5月10日(金)～9月10日(火) 応募校数:47小学校 応募作品数:2,539作品 【入賞数】 金賞1, 銀賞3, 銅賞6, 奨励賞31 【表彰式】 平成25年11月15日(金) 【展示】 ①開催日:平成25年11月30日(土)～12月15日(日) 会場:新潟ふるさと村「人権を大切にする県民のつどい」開催会場 内容:金賞, 銀賞, 銅賞の展示(11作品写) ②開催日:平成25年12月11日(水)～17日(火) 会場:リゅーとぴあ「いのち・愛・人権」新潟展開催会場 内容:金賞, 銀賞, 銅賞, 奨励賞の展示(41作品)のほか、応募全作品をバインダーで閉じて展示 ③開催日:平成26年1月11日(土)～2月4日(火) 会場:ほんぽーとエントランスホール 内容:ミニ人権展を開催し、この中で、金賞, 銀賞, 銅賞, 奨励賞の展示(41作品) 【その他】 前年度の金賞及び銀賞作品を使用して、本年度の作品募集用ポスターとチラシを作成	1,025	以下を実施し、応募数の拡大と、人権教育・啓発を図った。 ①前年度の金賞及び銀賞作品を使用した本年度の作品募集用ポスターとチラシを作成した。 ②人権イラスト展の応募用紙の裏面には、子ども人権相談窓口を記載して配布した。 ③表彰式を実施し、応募の励みとなるようにした。 ④市内3か所で人権イラスト展の入賞作品を展示し、広く市民から見てもらった。 ⑤クリアファイル内に人権相談の窓口一覧、市人権教育・啓発推進計画概要版、人権についての啓発冊子を入れ、各展示会場で配布し、人権相談窓口の周知を図り、人権救済に繋がるように努めた。	平成20年度から実施している事業であるが、年を重ねるごとに応募数・応募小学校が大きく増加しており、子ども達の人権について学び、考える機会になっている。また、子どもたちが純粋な気持ちで描いたイラストを展示することにより、展示を見る市民に対し、人権が身近にあること訴え、人権啓発に大きく寄与している。今後も、応募数の増加を図り、人権教育・啓発に繋げていくことが課題である。	広聴相談課
	2		緊急一時保護事業	夫・パートナーによる暴力から逃れてくる母子を保護するための緊急一時保護を目的とする。	新潟県女性福祉相談所との連携のもと、夫・パートナーによる暴力から逃れてくる母子を保護するための緊急一時保護専用室を設置。	862	重大な人権侵害である夫・パートナーによる暴力から被害者を保護し、今後の生活について関係機関と連携しながら、母子の自立に向けての支援を行った。	夫やパートナーからの暴力は重大な人権侵害であることを理解したうえで、365日24時間いつでも受け入れ可能な専用室を2室設置し母子保護に備えた。被害者の人権に配慮しながら、母子の自立に向けた多方面の支援を行っていく必要がある。	こども未来課
	3		児童虐待防止対策事業	児童虐待防止を目的とする。	【児童虐待防止対策協議会の開催】 内容:児童虐待防止のため、関係機関等との連携・情報交換・支援方法の協議、防止施策及び市民への啓発方法等についての協議・検討 【啓発事業の実施】 ・CAP(子どもへの暴力防止プログラム)の実施 ・オレンジリボンツリーの設置 ・啓発リーフレットの配付 ・相談・通告周知チラシの配付	10,533	児童虐待防止のための関係機関とのネットワークの活用や研修は、関係機関の連携を深め、児童虐待の早期発見・早期対応・支援を図るうえで有効であったと考えている。 また、様々な啓発事業を実施することで、児童虐待について、少しでも市民の目を引くように努めた。 児童虐待の通告義務・相談窓口の認知率が低いことから、引き続き、啓発広報に努める。	児童虐待防止のためには、児童の福祉に関係する全ての機関が連携して支援を行い、児童虐待が起こらない環境に世帯を導く必要がある。今後も引き続き、関係機関との連携を強化し、児童虐待の防止に努める必要がある。 また、子どもの成長につれ、周知対象となる保護者も変動するため、育児に対する不安の軽減や児童虐待にかかる通告・相談窓口を周知し続けることは重要なことと考えている。	こども未来課 児童相談所

3 子ども	(3)	(児童虐待防止対策事業)		<ul style="list-style-type: none"> ・『オレンジリボン運動』の啓発マグネットを児童虐待防止月間中、公用車に貼り付けPR ・にいがた基幹バス「りゅーとリンク」車載液晶モニターでの相談・通告窓口のPR ・子育て支援ファイルを作成し、母子手帳交付及び小学校就学前健診時に配付 ・「きらきらセミナー」の実施 ・その他、虐待防止対策強化のための広報啓発 <p>【関係機関等への研修会の開催及び研修会への職員派遣】</p>		今後も、啓発物品の作成、配付だけでなく、効果的な啓発事業を検討していく必要がある。	(こども未来課 児童相談所)	
	4	「子どもの権利条約パンフレット」作成	「子どもの権利条約パンフレット」と「活用の手引き」を作成し、配付し、子どもの権利条約と人権について教育することを目的とする。	<p>実施日：平成25年5月配付。 対象：全ての小・中・特別支援学校に配付。 内容：小学校1, 2, 3年生用、小学校4, 5, 6年生用、中学校1, 2, 3年生用の3種類を作成。</p>	426	義務教育の期間中、3年ごとに新しいリーフレットに出会い、「子どもの権利条約」を基に人権学習を進めることで、人権尊重を実現する主体者としての育ちを図っている。教師向けの指導資料集を作成し、活用例を示したことで授業を展開しやすいようにした。また、小学校4年生については、広聴相談課と連携し、人権イラスト展への参加を呼びかけている。年々、参加者が増え、子どもたちが人権について主体的に考える機会が広がってきている。また、子どもたちの描いたイラストを展示することにより、市民向けの人権啓発に寄与している。	人権教育担当者研修会などにおいて、本パンフレットの活用例などを示していきたい。	学校支援課
	5	人権講演会	人権について、高校生に「気づき、考える」機会を提供すること。	<p>開催日：平成25年11月13日(水) 会場：新潟県立豊栄高等学校 対象：高校生、一般 内容：いじめ防止及び人権擁護啓発物品の配布 講師：笹岡 郁子 さん 参加者数：500人</p>	200	いじめについて、「気づき・考える」機会を与え、いじめは、身近におこるものであることを知らせることができた。	講師及び講演内容の選定について、予算要望段階で、高校側及び人権擁護委員と連携し方針を決めること。	北区区民生活課
	6	中学生を対象とした人権講話会	人権問題について、中学生に「気づき、考える」機会を提供することを目的とする。	<p>開催日(第1回)：平成25年5月30日(木) 会場：新潟市立金津中学校 内容：『「人権」ってなんだろう ～ほしいものと必要なもの～』 講師：新潟市立新関小学校長 田村 篤 さん 参加者数：168人</p> <p>開催日(第2回)：平成25年5月31日(金) 会場：新潟市立新津第二中学校 内容：「みんな違って みんないい」 講師：元新潟県小中学校PTA連合会 役員 上田 晋三 さん 参加者数：518人</p> <p>開催日(第3回)：平成25年6月12日(水) 会場：新潟市立新津第一中学校 内容：「今ここを生きていく ～寄り添い支え合う～」 講師：曹洞宗観音寺住職 阿部 正機 さん 参加者数：300人</p>	49	講話会実施後のアンケートで、多くの生徒が関心を持って参加していたこと、当初関心のなかった生徒でも満足いく講話だったと感じたなど、多くの感想・意見が寄せられ、人権作文コンテストへも多数の応募があった。人権について理解を深め、偏見や差別、いじめをなくし、いたわりの心を育み、すべての人が幸せな生活ができる社会にしていこうとする気持ちの育成に、大変効果があった。	生徒の興味を引き心に響く講話ができる素晴らしい講師を常に探す必要がある。中学校側の学校行事と調整して、今後も全中学校での実施・継続を目指す。	秋葉区区民生活課

3 子ども	(6)		(中学生を対象とした人権講話会)		開催日(第4回):平成25年6月17日(月) 会場:新潟市立小須戸中学校 内容:「あなたは、一生、一人で生きていけますか? ~後悔しない人生を生き切るためには、知識と知恵が必要です! ~」 講師:お笑い集団NAMARA 洪井 保之 さん 参加者数:293人 開催日(第5回):平成25年6月25日(火) 会場:新潟市立新津第五中学校 内容:「あなたは、一生、一人で生きていけますか? ~後悔しない人生を生き切るためには、知識と知恵が必要です! ~」 講師:お笑い集団NAMARA 洪井 保之 さん 参加者数:482人				秋葉区区民生活課
			秋葉区青少年健全育成・人権啓発推進大会	子どもの人権について考える機会を提供することを目的とする。	開催日:平成25年11月16日(土) 会場:新津地区市民会館第1会議室 内容:「アスペルガー(発達障害の一つ)ですが、妻で母で社長です」 ~私がみつけた”人とうまくいく”30のルール~ 講師:有限会社アズ代表取締役 アズ 直子 さん 参加者数:160人	200	講演テーマの発達障害について関心が高く、会場では立ち席になるほどの参加人数であった。講師自身が障害を持ち、身近な出来事をもとにした講演であったので、参加者からは大いに参考になったとの感想を得ており、効果があった。	青少年健全育成と人権啓発推進の双方の目的が達成できるよう両会の一層の連携が不可欠である。講師のネームバリューなどに応じた、適度な収容人数の会場確保が難しい。	秋葉区区民生活課
	8	中学生を対象とした人権講話	中学生から、人権について理解を深めてもらうことを目的とする。	開催日:平成25年6月10日(月) 会場:新潟市立臼井中学校 対象:1~3年生 演題:「ともに生きる命は誰のもの」 講師:人権擁護委員 参加者数:79人 開催日:平成25年7月23日(火) 会場:新潟市立白根第一中学校 対象:1~3年生 演題:「常識の裏側」 講師:新潟お笑い集団NAMARA 江口 歩さん 参加者数:446人	15	新津人権擁護委員協議会白根部会主催による人権講話。生徒の皆さんから、人権意識を養ってもらうことができる。	講話を通し、人権意識を深めてもらう良い機会となっている。毎年、講演内容・講師の選定に苦慮している。また学校行事との調整が必要となる。	南区区民生活課	
	9	中学生一日人権擁護委員委嘱、啓発活動	イベント会場で、中学生から一日人権擁護委員として人権に関する啓発物品を配布し、人権啓発を図る。	開催日:平成25年6月9日(日) 会場:白根大風合戦お祭り広場ほか 対象:一般市民 内容:中学生8人を一日人権擁護委員に委嘱し、イベント会場で人権啓発の配布	16	中学生の人権尊重意識の向上と、市民の人権意識の高揚が図られる。	中学生が人権の啓発を行うことは、人権について考える良い機会となっている。今後も中学生及び一般市民の人権意識高揚のため、各種イベント等での啓発活動が重要となってくる。	南区区民生活課	
	10	人権啓発講演会	中学生生徒及び一般市民を対象に、人権について考える機会を提供することを目的とした。	内容:人権啓発講演会 講師:お笑い集団NAMARA 高橋 なんぐ さん (1)開催日:平成25年6月21日(金) 会場:新潟市立巻西中学校 演題:「あなたが笑えば世界が笑う」 参加者数:402人 (2)開催日:平成25年7月17日(水) 会場:新潟市立潟東中学校 演題:「あなたが笑えば世界が笑う」 参加者数:166人	45	学校における「いじめ」問題を考え、自他の命と心を大切にできる心情・態度を育むために講演会を通して、人権の尊さについて親しみやすく理解を深めることができ、生徒たちには大変よい機会になったと思う。	今までは、区内の小中学校を対象に「手上げ方式」で希望を募り講演会を実施してきた。しかし、このやり方では開催校に偏りが見受けられ、講師も毎年同じ方をお願いしていたことから学校においては毎年同じ話を聞く結果になったところも生じた。このような状況を反省点として踏まえ、平成25年度からは対象校を区内の中学校に絞り計画的に各中学校で講演会を開催することにした。また、講師の人選について	西蒲区区民生活課	

3 子ども	(10)	(人権啓発講演会)		(3)開催日:平成25年11月12日(火) 会場:新潟市立巻東中学校 演題:「あなたが笑えば世界が笑う」 参加者数:342人		も多様な方を招へいしていきたいと考えている。 なお、当面はこのやり方で成果を見ていきたいと考えている。	(西蒲区 区民生活課)
	11	すくすく幼児期のHOTほっとタイム	子どもの人権や自己肯定感について学ぶことで、自分なりの子育てを考える機会とする。また、児童虐待防止の一助とする。	開催日:平成25年10月24日(木) 11月8日(金) 14日(木) 会場:白根学習館他 対象:幼児期の子を持つ保護者 内容:子どもの人権・自己肯定感 参加者数:延べ40人	90	人権擁護委員のかたちから人権について説明していただくことで人権を意識して各プログラムへの関心や理解を深めていったようである。参加者の悩みに講師が直接応える講座や、参加型ワークショップを取り入れた事でより具体的に学べ、日ごろの行動につながる内容になった。	白根地区公民館
	12	幼児期家庭教育学級(すくすく学級)	子育て中の保護者に向け、子どもの人権について、基本となる視点を学ぶ機会とする。また、人権擁護委員の方から来ていただき、人権擁護委員の活動を紹介していただき、人権啓発ネットワーク協議会の啓発物品を配布してもらう。	西地区公民館 開催日:平成25年10月31日(木) 会場:西地区公民館 対象:未就園児を持つ保護者 内容:「知っているようで、よく知らない『子どもの人権』」 また、人権啓発ネットワーク協議会の啓発物品を配布し、人権擁護委員の活動を紹介。 講師:NPO法人 子ども・人権ネットワーク CAP・にいがた(3人) 参加者数:17人	41	子育て中の皆さんに、誰もが生まれながらに持っている大切な3つの権利「安心」「自信」「自由」についてを知っていただくとともに、子どもの権利の大切さと、自分自身の権利の大切さを知ってもらい、育児の孤立化を防ぎ、虐待予防につなげることができた。アンケートの調査結果では100%の人が今後もこのような話を積極的に行うべきだと回答した。	西地区公民館
	13	幼児期家庭教育学級(すくすく学級)番外編ライフプランセミナー	男女共同参画、ワークライフバランスなど、固定的性別役割分業にとられない私らしい生き方を選択するとともに、子どもを含む個人の尊厳と基本的人権が尊重される社会を学ぶ機会とする。また、人権擁護委員の方から来ていただき、人権擁護委員の活動を紹介していただき、人権啓発ネットワーク協議会の啓発物品を配布してもらう。	西地区公民館 開催日:平成25年11月21日(木) 28日(木) 12月5日(木) 会場:西地区公民館 対象:育児休業中または再就職を考えている人 内容:「私のまわりのモノ・コト・ヒト① ②、夢地図つくり わたしのライフプラン」 また、人権啓発ネットワーク協議会の啓発物品を配布し、人権擁護委員の活動を紹介。 講師:心理セラピスト 真島 貴代子 さん 子育て支援ファンリレーター 立松 有美 さん 参加者数:受講生14人(延38人)	20	育児休業取得、また子どもを保育園に預けて働く女性が増えている現在、子育て中の時期は、生涯学習及び子どもを含む個人の尊厳と基本的人権教育を受講してもらえる貴重な機会なので、次年度も引き続き継続したい。ライフプランを作成するにあたり、ワークライフバランス、男女共同参画の視点を持つための、有意義な機会となった。また、子育て中の方に受講していただくことで、児童虐待の発生予防にもなった。また、パートナーのみならず次世代の子どもたちにも男女共同参画の視点や基本的人権の視点をを持ってもらえることが期待できる。	昨年度は2倍の応募があったが、今回は定員を下回った。広報の仕方を工夫する必要がある。
	14	子どもの人権セミナー	子どもの人権について理解を深め、学校におけるいじめ問題等について考える機会とする。	開催日:平成25年11月19日(火) 29日(金) 12月13日(金) 会場:中地区公民館 対象:小学校高学年～中学生の保護者 又は関心のある方 内容:11月19日「子どもの権利といじめについて考える」 29日「相談から見えるいじめの実態」 12月13日「いじめが分かった時の対処方法」 参加者数:延べ31人	53	受講生の満足度は高く、理解も深まったとのアンケートの回答が多かったことから、レベルアップということでは一定の効果があったと考えている。	受講生が全員女性で、ほとんどが主婦ということは反省点であると思う。男性や有職者の保護者も受講できるような曜日・時間設定を検討すべきであった。

【分野別人権施策の実施状況（平成25年度実施分）】

施策分野	番号	施策の方向	事業名	事業の目的	事業の概要	事業費 (実績額) (単位:千円)	事業の効果 (アンケート結果など)	課題	所管所属名
4 高齢者	1	高齢者の人権を尊重し、虐待などの人権侵害を未然に防ぐためには、行政だけでなく福祉サービス事業者等や市民と相互連携した対応が必要なことから、人権意識が根づくよう関係者への研修の充実や高齢者虐待を発生させないことや養護者の負担の軽減を図るための十分な相談体制の整備・連携に努めていきます。また、高齢者世代同士も含めたすべての世代の支えあいや高齢者自身も自らの人権を認識し自立した生活ができるよう、豊かな長寿社会の実現を目指します。	高齢者虐待防止事業	高齢者虐待を防止することを目的とする。	<p>【高齢者虐待防止連絡協議会の開催】 開催日:平成25年7月29日(月) 会場:市役所本館第3委員会室 構成:新潟市高齢者虐待防止連絡協議会 委員12名・オブザーバー3名 (新潟市医師会・警察署・弁護士会・社会福祉協議会・歯科医師会等) 内容:事業報告、次年度の取り組み、高齢者虐待防止のための連携、情報交換</p> <p>【虐待からの緊急保護施設の確保】 ・市内有料老人ホーム内 1箇所</p> <p>【関係職員等への研修会の開催】 開催日:①平成25年10月29日(火) ②平成25年11月22日(金) 参加者数:延100名 講師:立正大学社会福祉学部社会福祉学科 土屋典子さん 内容:①初動期における事実確認・情報収集について ②高齢者虐待防止支援におけるストレングス視点とコミュニケーションスキル</p> <p>【養介護施設従事者等への研修会の開催】 期日:平成25年6月14日(金) 参加者数:87名 講師:日本高齢者虐待防止センター 理事・事務局長 梶川 義人さん 内容:「きまじめな介護の落とし穴」</p> <p>【高齢者虐待防止マニュアルの周知】 ①包括支援センター職員等への説明会 期日:平成25年5月28日(火) 参加者数:65名 ②居宅介護支援事業者へ説明 期日:6月18日(火) 参加者数:400名</p> <p>【パンフレット・ポスターによる市民啓発】 既存のパンフレットの配布の他、ポスターを作成し、公共機関及び関係機関の掲示した。</p>	1,928	<p>高齢者虐待を発生させない十分な相談体制の確保と関係者の高齢者虐待への理解を深め、虐待を受けている高齢者への対応と養護者への支援策を連携して取り組むことができた。</p> <p>また、平成24年度改定した在宅高齢者虐待防止マニュアルを関係者へ説明し、活用・普及し、早期発見・早期対応に向けて体制の構築に努めた。</p> <p>地域包括支援センター等の職員への研修で事実確認・情報収集、支援におけるスキルの向上をはかり、チームで適切な対応をするための講義・演習で支援の実際を学ぶ機会となった。</p> <p>また、養施設従事者等への研修を実施し「高齢者の人権擁護」に関する意識向上と具体的な対応について講義とグループワークで、日頃の介護を振り返る機会となった。</p> <p>新たに作成したポスターの関係機関の掲示については、連絡協議会委員からも協力していただき啓発の機会とすることができた。</p>	現在の「養介護施設従事者等による虐待への対応」を「施設職員向けの高齢者虐待防止マニュアル」として改訂し、実情にあわせた対応と防止に向けた研修の継続と充実をはかり「高齢者の人権擁護」の意識を高めていく必要がある。 また、在宅高齢者の虐待対応において、高齢の養護者や精神疾患等を持つ養護者の支援の実際についても研修を重ね、早期発見・対応ができるような取り組みが必要である。	高齢者支援課

【分野別人権施策の実施状況（平成25年度実施分）】

施策分野	番号	施策の方向	事業名	事業の目的	事業の概要	事業費 (実績額) (単位:千円)	事業の効果 (アンケート結果など)	課題	所管所属名
5 障がい者	1	障がいの有無にかかわらず、全ての市民が互いに人格と個性を尊重しあいながら安心して暮らすことのできる共生社会をめざします。地域社会の障がいに関する理解の促進のため、地域や学校において教育・啓発を進め、障がいの有無、年齢や性別にかかわらず、あらゆる人にとってよい社会となるようユニバーサルデザイン(※10)の考え方を進めます。 また、障がいのある人が地域で自立した生活を送ることができるよう、雇用の促進や就労を支援します。	心の輪を広げる障がい者理解促進事業	障がい者に対する住民の理解の促進を図ることを目的とする。	内閣府との共催により、心の輪を広げる体験作文及び障がい者週間のポスターを公募し、障がい者に対する住民の理解の促進を図る。 募集期間:平成25年7月1日(月)～9月6日(金) 応募数:作文2,ポスター1	6	体験作文・ポスターの公募ならびに、作品集の配布により小・中学生をはじめ、広く市民に障がいや障がい者、福祉について関心を持ってもらい理解の促進を図った。 平成19年度作文4,ポスター0 平成20年度作文8,ポスター2 平成21年度作文12,ポスター1 平成22年度作文26,ポスター1 平成23年度作文4,ポスター3 平成24年度作文8,ポスター0	障がいや障がいのある人、福祉についての理解の促進を図るため、心の輪を広げる障がい者理解促進事業は有効である。今後も、事業の周知・広報手法について工夫し、障がい者に対する理解の促進と啓発に努める。	障がい福祉課
	2	障がいの有無にかかわらず、あらゆる人にとってよい社会となるようユニバーサルデザイン(※10)の考え方を進めます。 また、障がいのある人が地域で自立した生活を送ることができるよう、雇用の促進や就労を支援します。	福祉のまちづくり推進事業	福祉のまちづくり推進についての啓発を目的とする。	「まちなか障がい福祉フェス」を開催し、ユニバーサルデザイン、バリアフリー(※11)についての啓発・広報を実施。 開催日:平成25年11月16日(土) 会場:「イオン新潟南」及び「まちなかほっとショップ」 内容:障がい者に関するマークの周知、障がいの有無にかかわらず地域で共に暮らすための理解の促進 参加者数:1,500人	900	障がいの有無に関わらず、交流を図り、障がい者支援施設の授産製品を販売することを通じて、制作活動の取組みへの理解とまちなかほっとショップの周知を行った。クイズ形式による障がいマークと手話の挨拶等を行うことにより、「勉強になった」「もっと理解する必要がある」など身近に感じていただいた。「障がい・福祉」の啓発や推進をすることにより、偏見のない社会や安心して住みやすいまちづくりができる機会となった。	平成18年度から「まちなかミュージックフェスティバル」を開催し、障がい者マークのPRや福祉施設の模擬店などにより、福祉のまちづくりについて啓発活動を行ってきた。平成23年度より、より集客が見込める会場とし、イベント名称を新たに実施している。今後も、イベント開催だけでなく、ユニバーサルデザイン、バリアフリーについての広報手法を調査研究し、必要な情報を提供するなど、福祉のまちづくりについて周知・啓発していく。	障がい福祉課
	3		障がい者雇用奨励助成金	障がい者雇用を促進することを目的とする。	新潟市民で障がいのある人を、公共職業安定所等の紹介により雇用し、国等の助成金の支給対象期間経過後も、引き続き常用労働者とする場合に、市が事業主に対して助成金を交付。 [交付対象期間の始期] 国等の助成金の支給対象期間経過後の最初の月 [金額・交付期間] (1)重度障がい者並びにその他の障がい者のうち45歳以上の者。 1人月額 10,000円を12か月 (2)その他の障がい者及び(1)に該当する者のうち短時間労働者 1人月額 5,000円を6か月	3,915	国等の助成金の支給対象期間経過後に引き続き市の助成金を交付することにより、障がい者雇用の安定に寄与する。	市の実習等の支援制度の充実とともに、今後も国の施策との連携を図りながら、障がい者の雇用促進を企業に啓発していく必要がある。	障がい福祉課
	4		障がい者職業アドバイザー	障がいのある人の職場定着を目的とする。	障がい者職業アドバイザーが障がいのある人を雇用している事業所を訪問し、障がいのある人の職場定着への諸問題について相談を実施。また、障がいのある人(その家族)の就職にあたっての諸問題の解決、求職手続き(国の機関への取次ぎ)や雇用主等に対して障がいのある人の雇用の方法、助成金等について相談を受ける。 [障がい者職業アドバイザー数] 1人	0	事業所訪問による相談、障がいのある人及びその家族からの様々な相談を解決することで、障がいのある人の職場定着など就労を促す。	こあサポート等の他機関との連携を図り、更なる障がい者雇用の推進・定着を促す。	障がい福祉課

5 障がい者	5	障がい者多数雇用事業者優遇制度	障がいのある人の雇用の促進とその職業の安定を目的とする。	市が行う物品等の調達について、登録された市内の障がい者多数雇用事業者から物品又は役務を積極的に調達。登録事業者数:11社	0	障がい者多数雇用事業者から積極的に調達することで、事業者の経営安定化に寄与し、もって障がいのある人の雇用の促進、安定を図る。	登録のメリットがなかなか見い出せないため、今後登録事業所数を増やしていく上での課題である。	障がい福祉課
	6	出前講座	精神疾患、精神障がい、精神保健福祉に関する正しい知識の普及啓発。	対象者に精神疾患、精神障がい、精神保健福祉に関する講座を実施。開催実績:16回 677人を対象に実施	0	依頼により、出前講座を実施し、対象者への精神障がい者に関する啓発、人権意識向上に寄与した。	出前講座の依頼が年々増加傾向にあるため、対応に限界がある。	こころの健康センター
	7	精神障がい者地域移行・地域定着支援事業	精神科病院に入院している精神障がい者のうち、病状が安定しており、環境を整えば退院可能な方が安心して地域生活を送れる体制を整備することを目的としている。	・地域移行支援推進会議の設置 ・サービス事業者等に対する必要な協力の要請、情報の提供及び収集 ・地域移行・地位定着に関わる相談支援事業者に対する技術援助 ・地域移行支援事業に関する企画・運営 ・ピアサポーターの養成及びピアサポート(※12)の活用 ・体制整備のための総合的な調整を行うための総合的な調整を行う「地域体制整備コーディネーター」を配置	7,181	①地域体制整備コーディネーターとともに、病院及び障がい福祉サービス事業所等の関係機関に対する事業周知を行い事業への理解を進めることができた。 ・事業利用者(申請前支援) 8名(うち前年度から継続者3名) ・うち個別給付申請者 5名 ②地域移行推進会議を開催(3回)。行政職員、福祉サービス事業所、病院職員で構成された委員体制で検討し、地域の課題を明らかにすることができた。 ③医療機関職員に対し、地域にある社会資源への理解を進めるために「社会資源見学会」を実施し、地域移行に向けた啓発が行えた。	新たな長期入院者を生まない取り組み ①地域移行に関する精神科病院への働きかけ ②体制整備 ・地域生活支援者の人材育成 ・支援ネットワークの構築 ・ピアサポーターの活用	こころの健康センター
	8	精神科病院実地指導及び精神科病院入院患者病状実地審査	精神保健福祉法第38条の6の規定に基づき、精神科病院に対し実地指導を行うことにより、制度の適正な運用の確保と患者の人権擁護に資することを目的とする。	市内の精神科10病院に対し、こころの健康センター職員、精神保健指定医により、実地指導、審査を行い、隔離・身体拘束、事務手続きが適正に行われているか指導するもの。	190	市内の精神科10病院のうち、5病院に軽微ではあるが、指摘事項があった。改善計画が出され、制度の適正な運用の確保と患者の人権擁護に資することができた。	今後も、人権に配慮した適正な精神医療の確保及び入院制度等の適正な運用に努める必要がある。	こころの健康センター
	9	精神医療審査会	精神障がい者の人権に配慮しつつその適正な医療及び保護を確保するために、精神科病院に入院している精神障がい者の処遇等について専門的かつ独立的な機関として審査を行う。	・退院請求・処遇改善請求の審査 ・医療保護入院の入院届、任意入院、医療保護入院及び、措置入院の定期病状報告書の審査	1,522	・退院請求を24件審査。 ・処遇改善請求を14件審査 ・医療保護入院届を1307件審査 ・医療保護入院の定期病状報告書を1,411件審査 ・措置入院の定期病状報告書を1件審査 ・退院等の請求相談電話を216件受理 以上により、入院している精神障がい者の人権に配慮し、その適正な医療及び保護を確保することができた。	・請求件数の増加と内容の多様化にともない、審査会の体制強化。 ・退院等の請求の迅速化(請求を受理してからおおむね1カ月以内に通知する)	こころの健康センター
	10	啓発冊子購入【再掲】	人権に関する啓発冊子を購入し、配布することにより人権啓発を図る。	人権啓発冊子「人権について知ろう」「知ろう!同和問題」「障がいのある人と人権」「外国人と人権」などを購入し、「人権イラスト展」などのイベント参加者や関係団体、市民へ市役所窓口等で配布。	632	人権は身近なもの、いろいろな人権問題があることを啓発するにあたり、手にとって気軽に見てもらえる啓発冊子の選定に努めている。 また、人権相談窓口の一覧と様々な人権問題に係る啓発冊子を一緒に配布することにより、人権意識の定着と人権侵害を受けた場合の相談窓口の周知を図った。	人権啓発冊子の配布は、人権啓発のうえで必要な手法であるし、今後も継続する必要がある。 今後も、分かりやすい人権啓発冊子の選定や配布方法を検討していく必要がある。	広聴相談課

【分野別人権施策の実施状況（平成25年度実施分）】

施策分野	番号	施策の方向	事業名	事業の目的	事業の概要	事業費 (実績額) (単位:千円)	事業の効果 (アンケート結果など)	課題	所管所属名
6 同和問題	1	同和問題に関する誤った認識や偏見をなくすためには、市民の同和問題に対する正しい理解と認識を深めることが何より重要なことから、市職員や教職員への研修の充実に努めるとともに、人権に関わる関係機関や関係団体等と連携・協力し人権教育・啓発に取り組めます。また、人権・同和問題を通して基本的人権に対する理解と認識を深めることを目的とした研修を開催します。	「いのち・愛・人権新潟展」への協力	「いのち・愛・人権新潟展」へ協力し、新潟市の歴史と差別について明らかにして、同和問題に関する誤った認識や偏見をなくすための啓発を目的とする。	パネル制作への協力 期日:平成25年12月11日(水)～17日(火) 会場:リゅーとぴあ4階ギャラリー 内容:観覧者が正しい歴史認識を持てるよう、実際の歴史資料や写真を用いたパネル600×1300判1枚・A2判10枚・A3判5枚・A4判3枚を新規に作成して展示した。	50	新規のパネルを制作し、「江戸時代の新潟町のキヨメ役の人たちの仕事と役割」というテーマの展示を行うことを通して、江戸時代の新潟町の被差別民が担った仕事や果たした役割を、来場した市民に紹介することができた。アンケートの「印象に残ったもの」に「新潟市の不十分ではあるがキヨメの歴史。政令市新潟市の責任性からして一歩前進と思います」という記述があった。	・研修会等の講師を務めることが可能な人材を課内で育成し、増やしていくことが今後の課題である。	歴史文化課
	2	「人権啓発パネル展」への協力	「人権啓発パネル展」へ協力し、新潟市の歴史と差別について明らかにして、同和問題に関する誤った認識や偏見をなくすための啓発を目的とする。	パネル展示への協力 期日:平成26年1月11日(土)～2月4日(火) 会場:ほんぽーとエントランスホール 内容:観覧者が正しい歴史認識を持てるよう、実際の歴史資料や写真を用いたパネルを展示した。	0	新規に制作したパネルを展示し、江戸時代の新潟町の被差別民が担った仕事や果たした役割について、来場した市民に紹介することができた。	・研修会等の講師を務めることが可能な人材を課内で育成し、増やしていくことが今後の課題である。	歴史文化課	
	3	人権教育、同和教育のための校内研修	校内研修への講師の派遣し、人権教育、同和教育のための校内研修を目的とする。	対象:学番偶数番の16中学校区に外部講師を派遣した。 内容:人権・同和センター推薦者などによる講演。教育ビジョンを受けて外部講師を招いた校内研修の実施 対象:市内幼稚園、小・中学校44校 内容:各校の自主的運営による研修会	88	人権・同和問題等の専門家を招聘しての研修会は、教職員の人権感覚を磨き、教育実践の方法を考える上で大変役立っている。	過去に招聘された講師データを提示するなどして、招聘に関する参考資料を充実させる。	学校支援課	
	4	新潟県同和教育研究集会参加	学校教職員の人権教育、同和教育の研修を目的とする。	新潟県同和教育研究協議会主催の第21回研究集会に参加。 期日:平成25年8月9日(金) 会場:南魚沼市民会館, サンライズ南魚沼 対象:新潟市立学校教職員 内容:①講演会 講師 露の新治さん ②5分科会による講座	0	差別の現実に学びつつ、かかわる同和教育を進める上で必要となる事柄について、全県的な視野から研修することのできるよい機会となっている。基調提案や講演会、具体的な実践事例などに触れることで、参加した教職員の人権感覚が磨かれている。	県内遠隔地開催の場合の参加者増が課題である。	学校支援課	
	5	人権教育・同和教育担当者研修	市立小中学校・園の人権・同和教育担当者を対象に、人権・同和教育の進め方に関する研修を目的とする。	開催日:平成25年11月22日(金) 会場:秋葉区役所 対象:市立学校・園の担当者 内容:実践発表(入舟小学校, 新津第五中学校), 講演会(白鳥美智子教諭 上越市立高田西小学校)	13	各校の人権教育推進を担う教職員が一堂に会し、実践発表や講演に学ぶ機会を得たことは、差別の撤廃と人権確立の理解と認識を深めることに役立った。	人権教育担当者が学んだことを職場で生かし、広めていくことが課題である。	学校支援課	

6 同和問題	6	管理職人権研修会	市立小中学校・園の管理職を対象に、人権・同和教育の進め方に関する研修を目的とする。	開催日：平成25年6月10日(月), 12月11日(水), 平成26年1月31日(金) 会場：江南区文化会館, 新潟市音楽文化会館, 新潟市ユニゾンプラザ 対象：市立学校・園の管理職 内容：「人権教育研修会(新潟市教育委員会生涯学習課主催)」「いのち・愛・人権新潟展講演会」「北陸人権・同和教育講座」への参加	0	管理職が、人権教育・同和教育の具体的な実践に学ぶことで、差別の撤廃と人権確立の理解と認識を確かなものにし、これからの学校における人権・同和教育推進の方向性をつかむ上で役立った。	講演会で得た情報を自校化し、人権・同和教育を一層推進することが課題である。	学校支援課
	7	人権教育研修会	市職員、教職員等を対象に、人権教育、同和教育の研修を目的とする。	開催日：平成25年6月10日(金) 会場：新潟市江南区文化会館 内容：『被差別部落の形成史を考える～「穢れと差別」の視点から～』 講師：東日本部落解放研究所事務局長 吉田 勉さん 参加者数：407人 ※新潟市同和教育研究協議会総会と同時開催。	38 (但し、講師謝礼は市同教が別途支払い)	市職員、教職員等、多くの方から参加いただき、昨年度参加人数より116名の参加増となった。同和問題に対する理解と認識を深めることができた。	今後とも参加者の理解度、満足度が高まるようなテーマ設定、講師選定が課題である。なお、テーマが難しい問題になりすぎず、身近な人権問題も取り上げる必要があると思われる。	生涯学習課
	8	啓発冊子購入【再掲】	人権に関する啓発冊子を購入し、配布することにより人権啓発を図る。	人権啓発冊子「人権について知ろう」「知ろう!同和問題」「障がいのある人と人権」「外国人と人権」などを購入し、「人権イラスト展」などのイベント参加者や関係団体、市民へ市役所窓口等で配布。	632	人権は身近なもの、いろいろな人権問題があることを啓発するにあたり、手にとって気軽に見てもらえる啓発冊子の選定に努めている。 また、人権相談窓口の一覧と様々な人権問題に係る啓発冊子を一緒に配布することにより、人権意識の定着と人権侵害を受けた場合の相談窓口の周知を図った。	人権啓発冊子の配布は、人権啓発のうえで必要な手法であるし、今後も継続する必要がある。 今後も、分かりやすい人権啓発冊子の選定や配布方法を検討していく必要がある。	広聴相談課
	9	「いのち・愛・人権」新潟展【再掲】	部落差別をはじめ「子ども」「女性」「障がい者」「水俣病」などに対する差別の実態を明らかにし、差別の撤廃と人権の確立を広く県民に訴えることを目的に人権パネルの展示と講演会を開催する。	県内市町村を輪番で巡回し毎年開催されている「いのち・愛・人権」展が新潟市で開催され、人権パネルの展示や新潟市が実行委員会と共催で記念講演会を開催。また、市民に参加を呼びかけると共に市内小中学校の参加支援を行った。 【パネル展示】 開催日：平成25年12月11日(水)午後～12月17日(火)午前 会場：りゅーとぴあ 参加者数：516人 うち、市職員、教職員が人権に対する理解と認識を深める研修会として225人が参加。 【記念講演会】 開催日：平成25年12月11日(水) 会場：新潟市音楽文化会館ホール 内容：日本近現代史と部落問題～大都市の形成との関連で～ 講師：敬和学園大学 教授 藤野 豊さん 参加者数：2,569人 うち、市内小・中学校15校773人が団体で参加したほか、市職員、教職員が人権に対する理解と認識を深める研修会として参加。	299	部落差別をはじめとする差別の実態を認識し、差別の撤廃と人権意識の定着を県・市民に啓発が図られる。また、市職員として、人権に対する理解と認識を深める研修会として参加する機会となった。	「いのち・愛・人権」新潟展での啓発、研修に留まらず、今後も引き続き人権教育・啓発の推進と職員研修に努める必要がある。	広聴相談課

【分野別人権施策の実施状況（平成25年度実施分）】

施策分野	番号	施策の方向	事業名	事業の目的	事業の概要	事業費 (実績額) (単位:千円)	事業の効果 (アンケート結果など)	課題	所管所属名
7 外国籍 市民	1	国籍や民族を問わずすべての人にとって暮らしやすい地域社会をつくるため、(公財)新潟市国際交流協会や民間団体と連携しながら、国際理解事業を通じて外国文化に対する理解を広げるとともに、外国語による情報提供や相談体制の充実、日本語教育に対する一層の支援などを図り、差別や偏見のない、外国籍市民にとって住みやすいまちづくりを進めていきます。	外国籍市民懇談会	地域で意見交換を行い、外国籍市民にとっても住みやすい「多文化共生のまちづくり」を推進する。	北区、東区において懇談会委員をそれぞれの区の中で指名または公募し、各2回懇談会を実施する。委員募集のお知らせにアンケートを同封し、生活上どのような問題があるのか把握に努める。懇談会では外国籍住民から日頃困っていること、悩んでいることを紹介していただき、自由に意見を話してもらう。	281	各区在住の外国籍市民を対象としたアンケートを実施し、より身近な問題として多くの意見があった「近隣住民や外国籍区民との交流、地域コミュニティとの関わりについて」「外国籍区民の子育てと教育について」を設定し、それらの解決に向けた方策を検討した。それ以外にも医療などその他の問題についても話し合われた。	他部署・関係機関との連携のもと、検討した方策を各区あるいは行政全体として実施することを目指す。	国際課
	2		災害時における在住外国人支援	災害時における在住外国人支援体制の構築する。	災害について基本知識を持たない在住外国人を対象として、防災訓練への参加を呼びかけ、啓発資料を配布する。また新潟市の災害時外国人支援体制を関係部署・団体とともに構築する。	110	北区、東区、西区において地域防災訓練に参加してもらい、基本知識を体験的に伝えることができた。在住外国人と地域住民とが顔の見える関係を築く、地域のネットワーク化につなげるきっかけとなった。また、災害時多言語支援センター設置に係る協定に基づき、運営マニュアル策定に向けて関係機関との協議を開始した。	地域防災訓練参加を継続し、基本知識の習得、地域のネットワーク化の深化を図る。また、災害時多言語支援センター運営に関するマニュアルを整備し、災害時における支援方法の具体化を図る。	国際課
	3		留学生の支援	留学生と市民との人間関係を構築を支援し、留学生生活の向上を図る。	市内の留学生向けに地域との交流の場として「にいがた発見観光モニターツアー」「おしゃべりサロン自国文化紹介教室」「新潟市プロモーションビデオコンテスト」を実施する。	207	市内在住人数の少ない留学生が出身国を紹介するサロンを実施し市民との相互理解を深めることができた。また、市内の歴史、文化を体験してもらう新規留学生を対象としたツアーや母国語で新潟市を紹介するビデオコンテストを実施し、留学生の本市の理解促進、情報発信に寄与した。	市内大学・専門学校等に対し、事業の周知が図られ、連携・協力体制の基礎を構築しつつある。今後、更なる深化を図る。	国際課
	4		在住外国人および留学生の支援 (公財)新潟市国際交流協会事業)	在住外国人と留学生の生活を支援することで多文化共生のまちづくりにつなげる。	日本語講座 日本語教育講座 外国にルーツをもつ児童・生徒のための学習支援 外国語による相談窓口 留学生国民健康保険料助成	4,480	日本での暮らしに不可欠な日本語の習得を支援するとともに、日本語が不自由な児童・生徒の学習支援や外国語による相談の受付、留学生への国保料助成金の支給を通じ、在住外国人や留学生の生活を支援した。	多文化共生のまちづくりを進めるため、引き続き在住外国人支援・留学生の支援を行っていく。	(公財)新潟市国際交流協会
	5		啓発冊子購入【再掲】	人権に関する啓発冊子を購入し、配布することにより人権啓発を図る。	人権啓発冊子「人権について知りました」「知りました!同和問題」「障がいのある人と人権」「外国人と人権」などを購入し、「人権イラスト展」などのイベント参加者や関係団体、市民へ市役所窓口等で配布。	632	人権は身近なもの、いろいろな人権問題があることを啓発するにあたり、手にとって気軽に見てもらえる啓発冊子の選定に努めている。また、人権相談窓口の一覧と様々な人権問題に係る啓発冊子を一緒に配布することにより、人権意識の定着と人権侵害を受けた場合の相談窓口の周知を図った。	人権啓発冊子の配布は、人権啓発のうえで必要な手法であるし、今後も継続する必要がある。今後も、分かりやすい人権啓発冊子の選定や配布方法を検討していく必要がある。	広聴相談課

別紙

【分野別人権施策の実施状況（平成25年度実施分）】

施策分野	番号	施策の方向	事業名	事業の目的	事業の概要	事業費 (実績額) (単位:千円)	事業の効果 (アンケート結果など)	課題	所管所属名
8 感染症 患者等	1	エイズ患者・感染者・ 家族等への差別や偏見の 解消のため、イベントや健康 教育、相談・検査等、さまざま な機会を通じて人権に配慮し た正しい知識の普及・啓発活 動の推進を図ります。	健康教育事業	健康教育を実施し、感 染の予防などの知識を 得るとともに、正しい知 識の普及と啓発を推進 することを目的とする。	中・高等学校、専門学校等 を対象に健康教育を実施。 【区・保健所で合計18回実 施、延べ2,637人に実施】	(普及啓発事業)2,636	アンケートのなかから、他 人事ではなく、自分自身 にも関係のある感じる人 が多く、身近な問題とし てとらえることができた。 また、健康教育を実施す ることで、病気の理解や 予防についての知識を深 めてもらうことができた。	性感染症としての話しだ けでなく、感染者の生活 や気持ちについても思い 描くことのできるよう な健康教育を実施して いく。	保健管理課
	2		世界エイズデー2013	エイズについて、正し い知識の普及と啓発を 推進することを目的と する。	新潟県と共催で市民等 を対象に、ステージイベ ント、街頭キャンペーン、 レッドリボンツリーやメ モリアルキルトの展示・ HIV検査を実施。 開催日:平成25年12月 1日(日) 会場:イオンモール新潟 南 内容:Rafvery LIVE &トークショー HIV即日検査、メモ リアルキルト展 レッドリボンネイルア ートなど	(普及啓発事業)2,636 (検査相談事業)3,965	青少年期には教育の機 会があるが、それ以外 の年代には啓発機会が 少ないため、広く市民 に働きかけることで、 様々な年代層がエイズ に関心を持つことが できた。メモリアルキ ルトの展示をほんぽー とでも実施し、多くの 来場者があった。	HIV・エイズについて の普及啓発を続けてい くことが必要と考える。 様々な場所や機会を 使い、啓発を実施して いく。	保健管理課
	3		HIV(※13)検査普 及週間イベント	エイズについて、正し い知識の普及啓発と、 HIV感染症の早期発 見・早期治療に結び つけられるよう検査の 必要性について啓発す ることを目的とする。	エイズ相談、無料の匿 名検査を実施すると ともに、パネルの展示 や街頭キャンペーン、 性感染症のクイズや相 談を実施。 開催日:平成25年6月 9日(日) 会場:イオンモール新 潟南 内容:HIV即日検査、 性感染症クイズやパ ネルの展示	(普及啓発事業)2,636 (検査相談事業)3,965	クイズにて性感染症に 関する基本的な知識 の確認をすることで、 意識づけになったと 考える。また、検査 の必要性を感じ、HIV 検査を受検する人も いた。	必要な人が検査を受 けることができるよう に、様々な場所や機 会を使い、啓発を実 施していき、検査の 受けやすい体制を整 える。	保健管理課
	4		エイズ相談・検査	エイズについての不安 解消や正しい知識の 普及と啓発を推進す ることを目的とする。	エイズ相談、無料匿名 検査を実施。 【検査実施1,183件】 【相談実績1,420件】	(検査相談事業)3,965	個別の相談ではある が、限られた感染経 路であることなど、 正しい知識を伝える ことで、予防や偏見 の解消を図った。	受検者は自身の感 染の有無を知ること が目的で来所する が、行動変容につ ながるような保健 指導を実施して いく。	保健管理課

別紙

【分野別人権施策の実施状況（平成25年度実施分）】

施策分野	番号	施策の方向	事業名	事業の目的	事業の概要	事業費 (実績額) (単位:千円)	事業の効果 (アンケート結果など)	課題	所管所属名
9 新潟水俣病被害者	1	新潟県・関係市町・関係団体と連携し、新潟水俣病の教訓を生かし、人権が尊重される社会の実現に向け、教育・啓発活動などを推進していきます。また、新潟水俣病に対する知識・理解を深めるため、市職員や教職員への研修の充実に努めます。	新潟水俣病市民講座	市民の中にはいまだに水俣病に対する差別や偏見が残っていることから、阿賀野川流域地域の融和と再生などを図ることを目的とする。	<p>広く市民に水俣病を知ってもらうため市民講座を開催</p> <p>【Ola!aga!!新潟水俣病をみて・ふれて】 開催日:第1回 平成25年7月27日(土) 第2回 平成25年8月4日(日) テーマ:親子で行く!阿賀野川流域“ほんもの体験”ツアー 参加者:市内在住の小学5・6年生の親子 第1回目:20組 第2回目:22組 内容:○企業城下町・鹿瀬の工場跡など現地見学 ○元・船頭の新潟水俣病被害者のお話を伺う ○中流域の産業・自然体験</p> <p>【新潟水俣病 新潟大学公開講座】 日時:平成25年11月13日(水) 220名</p>	635	学生及び市民に参加してもらい、新しい多くの方々に新潟水俣病を知ってもらうことができた。	今後も引き続き、より多くの特に若い世代の人達に水俣病について理解をしてもらう機会を作り、地域における差別や偏見をなくしていくことにつながっていけるよう、企画立案が今後の課題である。	保健衛生総務課
	2		新潟水俣病展	市民の中にはいまだに水俣病に対する差別や偏見が残っていることから、阿賀野川流域地域の融和と再生などを図ることを目的とする。	<p>広く市民に水俣病を知ってもらうためパネル展示を開催</p> <p>○開催日:平成25年5月27日(月)～6月7日(金) 会場:新潟市役所本庁 正面 内容:新潟水俣病のあらまし・差別・偏見</p> <p>○開催日:平成25年7月29日(月)～8月23日(金) 会場:北区役所ロビー 内容:新潟水俣病のあらまし・差別・偏見</p> <p>○開催日:平成25年9月5日(木)～10月1日(火) 会場:ほんぼーとエントランスホール 内容:新潟水俣病のあらまし・差別・偏見</p> <p>○開催日:平成25年10月20日(日) 会場:新潟福祉まつり 万代シティ 内容:新潟水俣病のあらまし・差別・偏見</p> <p>○開催日:平成25年12月3日(火) 会場:新潟医療福祉大学 内容:新潟水俣病のあらまし・差別・偏見</p>	283	多くの方が立ち寄る場所でパネル展示をおこなうことで、関心のなかった方も含めより多くの方々に新潟水俣病を知ってもらう機会となった。	水俣病に対する理解と、地域の融和と再生を図ることを目的とし、これからも継続しパネル展示を開催していくことが必要である。	保健衛生総務課

9 新潟水俣病被害者	(2)	(新潟水俣病展)		○開催日：平成26年2月10日(月) ～2月28日(金) 会場：江南区横越出張所 内容：新潟水俣病のあらまし・差別・偏見				(保健衛生総務課)
	3	新潟水俣病職員研修	新潟水俣病について、職員の知識・理解を深めることを目的とし、阿賀野川流域地域の融和と再生、住民の健康不安の解消などをめざす新潟水俣病対策に資するための研修を実施。	新任係長職員、採用10年目職員、平成25年度新規採用職員への研修及び新規採用教職員研修の実施 ○開催日：平成25年5月15日(水) 対象：新任係長 110名 ○開催日：平成25年5月21日(火) 対象：新規採用職員 167名 ○開催日：平成25年8月6日(火) 対象：新規採用教職員 80名 ○開催日：平成25年9月26日(木) 対象：採用10年目職員 59名	25	新潟市の職員に研修を実施することは、新潟水俣病患者の理解及び差別や偏見をなくすことの必要性の理解に役立った。	新潟市の職員として、新潟水俣病に対する知識・理解を深めるための研修の継続は引き続きが必要である。	保健衛生総務課
	4	環境学習	子どもたちが、新潟水俣病の歴史と人権問題を把握して、人と人との絆の大切さを理解し、差別・偏見なく公平・公正に正義の実現に努めるための知識、行動力、意欲を育てていくことや環境問題を身近なものとしてとらえ、環境の大切さを理解し、新潟水俣病のような悲劇を繰り返さないための知識、行動力、意欲を育てていくことを目的とする。	市内7校の小中学校で実施。環境学習の実施校は県の実施校と合同で発表会を行う。	1,010	次代を担う小中学生に、環境学習を実施することは、新潟水俣病を身近な問題として考えることができ、差別や偏見をなくすことに役立った。	1区1校の参加を目指しているが、各区からの参加は実現できていない。多くの小・中学校に取り組んでもらうために、教育委員会と連携をして取り組んでいくことが引き続き課題である。	保健衛生総務課

別紙

【分野別人権施策の実施状況（平成25年度実施分）】

施策分野	番号	施策の方向	事業名	事業の目的	事業の概要	事業費 (実績額) (単位:千円)	事業の効果 (アンケート結果など)	課題	所管所属名
10 インターネットによる 人権侵害	1	表現の自由やプライバシー(※14)、個人の名誉などに関して正しく理解を深めてもらい、インターネットから発信する内容について自己責任を持って正しく使ってもらうため、人権教育・啓発に取り組みます。また、学校においては、コンピューターやインターネットを中心に情報活用能力の育成とともに、情報モラルの向上をめざした教育の充実に努めます。	情報教育担当者会議	各学校・園の情報教育担当者に、情報モラル教育について研修をする機会を提供することを目的とする。	開催日:平成25年6月28日(金),7月8日(月) 会場:総合教育センター 対象:市内小・中・中等教育・高等学校・園情報教担当者 内容:講義「情報モラル教育の現状と重要性」 演習「学校における情報モラル指導」 講師:コンピュータ教育開発センター 総合教育センター指導主事	0	情報教育に精通した講師からの情報提供で、「情報モラル教育」についての理解を深めることができた。	変化が激しいICT環境で新しい情報を提供する。	学校支援課
	2		市小中学校PTA連合会(講師派遣)	市小中学校PTA連合会総会の終了後、PTA役員を対象に「子どもに教えたいたいインターネットのこわさ」をテーマに講義を実施し、インターネットによる人権侵害や危険性について情報提供することにより、インターネットにおける親子の適正な使用について理解を深めてもらうことを目的とする。	開催日:平成25年6月1日(土) 会場:万代シルバーホテル 対象:市内小・中学校PTA役員 内容:講義「子どもに教えたいたいインターネットのこわさ」 講師:学校支援課指導主事	0	インターネットによる人権侵害や危険性について情報提供することにより、インターネットにおける親子の適正な使用について理解を深めてもらうことができた。	いじめの防止のための対策とあわせて、こうした啓発を継続する。	学校支援課
	3		現代的課題(人権講座)	インターネットの特性や問題点について理解を深めてもらうとともに、インターネットが起因となる人権問題について考察する。	◆講座の開催 開催日:平成25年12月19日(木) 講師:佐々木 寛氏 (新潟国際情報大学教授) 演題:ネット社会に生きる子どもたち～トラブルから子どもを守る～ 参加者数:16名	15	◆主なアンケート結果 ・内容の満足度について、7割の方が満足と回答 ・今後もこのような企画を行うべきかについて、8割の方が行うべきと回答 ・自由記載欄には多様な意見をいただき、この問題の関心の高さを再認識できた。	人権への関心を地域に根付かせていくために、その手段や方法について更に検討していく余地がある。	黒埼地区公民館

【分野別人権施策の実施状況（平成25年度実施分）】

施策分野	番号	施策の方向	事業名	事業の目的	事業の概要	事業費 (実績額) (単位:千円)	事業の効果 (アンケート結果など)	課題	所管所属名
11 さまざまな人権問題	1	北朝鮮による日本人拉致は犯罪行為であり、国家による許されない人権侵害です。この問題は国家間の問題ですが、本市は拉致問題解決のため、国の施策推進に協力するとともに、あらゆる機会を通じ早期解決を訴えるなど、今後も全面解決に向け取り組んでいきます。同時に、市内の韓国・朝鮮籍住民がいわれなき差別や排斥を受けることのないよう、「人権文化」の創造・定着との関連で配慮が必要です。	拉致問題解決に向けた啓発事業	市民に拉致問題や特定失踪者の問題について理解を深め、関心を持ち続けてもらうとともに、問題解決に向けた世論喚起を目的とする。	<p>【懸垂幕の掲示】</p> <p>①市役所本館に懸垂幕を掲示 期間:平成25年11月16日(土)～など 掲示内容: 「市民の願い 横田めぐみさん大澤孝志さんたちの北朝鮮拉致事件の全容解明と全面解決を」</p> <p>②市役所分館に横看板を掲示 期間:通年 掲示内容: 「市民の願い 横田めぐみさんたちの北朝鮮拉致事件の全面解決を」</p> <p>③西蒲区役所に懸垂幕を掲示 期間:通年 掲示内容: 「北朝鮮による拉致疑惑の「大澤孝志さん」の究明・救出にご支援を」</p> <p>【パネル展の実施】</p> <p>①「北朝鮮による拉致問題巡回パネル展」 期間:平成25年7月1日(月)～12月6日(金) 会場:市役所及び区役所(計8か所を巡回) 主催:新潟市,新潟県(共催事業)</p> <p>②「拉致被害者・特定失踪者の救出を願うパネル展」 期間:平成25年11月11日(月)～12月13日(金) 会場:新潟市役所本館正面玄関脇 主催:新潟市 後援:新潟県</p> <p>③「拉致問題を考えるパネル展」 期間:平成26年12月14日(土)～12月15日(日) 会場:新潟日報メディアシップ20階展望室 主催:新潟市,新潟県,新潟日报社(共催事業)</p>	118	市民に対して拉致問題を周知するとともに、市民による拉致被害者の早期帰国への機運醸成を図ることができる。	いまだに、拉致被害者全員の帰国が果たせていないことが課題である。	防災課

<p>11 さまざ まな人権 問題</p>	<p>(1)</p>				<p>【集会・シンポジウムの開催】</p> <p>①曾我ミヨシさん横田めぐみさん等「全 ての拉致被害者の早期帰国を求める県 民集会」 期間：平成25年8月7日（水） 会場：新潟ユニゾンプラザ多目的ホール 主催：新潟県、新潟市、佐渡市</p> <p>②横田めぐみさんとの再会を誓うチャリ ティーコンサート 期間：平成25年9月21日（土） 会場：新潟県民会館小ホール 主催：横田めぐみさんの同級生の会 後援：新潟市ほか</p> <p>③「忘れるな拉致11.15県民集会」 期間：平成25年11月15日（金） 会場：りゅーとぴあ（新潟市民芸術文化 会館） 主催：新潟市、新潟県、新潟日报社 （共催事業）</p> <p>【上映会の開催】</p> <p>①家族の絆「めぐみ～引き裂かれた家 族の30年～」上映会 期間：平成25年12月23日（月） 会場：クロスパルにいがた 主催：新潟県、共催：新潟市</p> <p>②拉致問題啓発演劇公演「めぐみへの 誓いー奪還ー」 期間：平成26年3月27日（木）28日（金） 会場：新潟市音楽文化会館 主催：政府拉致問題対策本部、新潟 県、新潟市</p>			<p>(防災課)</p>
-----------------------------------	------------	--	--	--	--	--	--	--------------

◎ 主な用語の解説

(※1) NGO (Non-governmental Organization)

非政府組織。当初は援助・環境・開発・人権等の分野で国際的に活動する非政府間の組織を意味していた。しかし、現在では国・自治体・企業以外の国内で活動する民間団体もこのように呼ばれている。

(※2) NPO (Non-profit Organization)

民間非営利組織。営利を目的としない国際的・国内的組織で、活動分野は広範。NGOは民間団体の非政府性（政府からの独立性）に着目し、NPOはその非営利性を重視する用語である。

(※3) デートDV

同棲していない恋人同士での体、言葉、態度による暴力のこと。（DVについては（※4）を参照）

(※4) DV（ドメスティック・バイオレンス）（domestic violence）

「ドメスティック・バイオレンス」とは、配偶者や恋人同士など親密な関係にある者から繰り返し行われる暴力で、相手を支配しようとする事。

ドメスティック・バイオレンスの被害者の多くは女性だが、同性パートナー間にも存在することが指摘されている。

(※5) ワーク・ライフ・バランス（Work-life balance）

「仕事と生活の調和」のこと。

(※6) ジェンダー

人間には生まれつきの生物学的性別（セックス/sex）がある一方、社会通念や慣習の中には、社会や文化によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」（ジェンダー/gender）という。）

「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではない。

◎ 主な用語の解説

- (※7) L G B T (Lesbian・Gay・Bisexual・Transgender)
L (レズビアン) 女性を恋愛や性愛の対象としている女性
G (ゲイ) 男性を恋愛や性愛の対象としている男性
B (バイセクシュアル) 同性も異性も恋愛や性愛の対象としている人
T (トランスジェンダー) 生れた時の法的・社会的な性別と異なる性別を生きる人、生きたいと望む人
- (※8) ステップハウス
自立を目指すDV被害者とその同伴児等が、新しい生活を始める前の準備期間中に滞在できる施設のこと。
- (※9) ワークショップ
多様な人たちが主体的に参加し、チームの相互作用を通じて新しい創造と学習を生み出す場のこと。
- (※10) ユニバーサルデザイン
一般に「すべての人のためのデザイン」といわれ、だれもが社会参加できるまちづくりを目指し、年齢、性別、国籍、身体状況等の違いを越えて利用できるよう、製品、建物、環境、情報、サービスなどをはじめからデザインするという考え方。
- (※11) バリアフリー
障がいのある人が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語として段差等の物理的障壁の除去ということが多いが、より広く、障がい者の社会参加を困難にしている、社会的・制度的・心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。
- (※12) ピアサポート
「仲間同士の支え合い」を意味し、同じ課題に直面する人同士が互いに支え合い、互いの回復につなげていくこと。障がい分野だけでなく、学校、地域、子育て、疾病等、様々な分野で活用されている。

◎ 主な用語の解説

(※13) HIV（ヒト免疫不全ウイルス）

人の免疫細胞を破壊し、免疫力を低下させるウイルス。HIVに感染してもすぐに発症することはなく、潜伏期間を経て、症状があらわれた時点でエイズの発症と診断される。

(※14) プライバシー

個人の日常生活や社会活動について、他人の干渉を許さない各個人の私生活上における自由。一般に「すべての人のためのデザイン」といわれ、だれもが社会参加できるまちづくりを目指し、年齢、性別、国籍、身体状況等の違いを越えて利用できるよう、製品、建物、環境、情報、サービスなどをはじめからデザインするという考え方。